

金属労協 「2023年産業政策要求」

I. ものづくり産業を支える人材の確保・育成

1. 大変革に対応するための人材育成と公正な移行の実現
2. 工業高校教育の充実
3. 経済安全保障のためのものづくり人材の確保・育成

II. カーボンニュートラル政策

1. カーボンニュートラル達成に向けた技術開発と社会実装の加速化
2. 安定的かつ低廉な電力供給

III. 適正取引の推進

1. 独占禁止法、下請法の強化
2. 適正取引に関するルールの周知徹底
3. 足元での原材料等価格高騰への対応

2023年4月策定



全日本金属産業労働組合協議会
(金属労協 / JCM)

目 次

はじめに	1
I. ものづくり産業を支える人材の確保・育成	5
1. 大変革に対応するための人材育成と公正な移行の実現	6
2. 工業高校教育の充実	6
3. 経済安全保障のためのものづくり人材の確保・育成	7
II. カーボンニュートラル政策	21
1. カーボンニュートラル達成に向けた技術開発と社会実装の加速化	22
2. 安定的かつ低廉な電力供給	22
III. 適正取引の推進	35
1. 独占禁止法、下請法の強化	36
2. 適正取引に関するルールの周知徹底	36
3. 足元での原材料等価格高騰への対応	37

<は じ め に>

日本国内でコロナ発生が確認されてから3年が経ち、コロナ後の日常を見据えた取り組みが進んでいます。金属産業では、DX、カーボンニュートラル、経済安全保障などの大変革に対応し、産業の成長力を高め、競争力を強化していくとともに、産業構造の転換に際しては、「公正な移行」を果たしていくことが必要となっています。

金属労協は従来から、

* 民間産業に働く者の観点

* グローバル産業であり、かつわが国の基幹産業であるものづくり産業に働く者の観点

* なかでも、その中心たる金属産業に働く者の観点

に立って、産業政策課題に取り組んできましたが、引き続きこれを堅持し、ものづくり産業・金属産業の健全な発展とそこに働く者の生活向上に向け、取り組みを強化していきます。

具体的には、金属労協は「2023年産業政策要求」として、

I. ものづくり産業を支える人材の確保・育成

II. カーボンニュートラル政策

III. 適正取引の推進

という3つの柱の下に政策課題に対する考え方を整理し、その解決に向け、強力な取り組みを推進していきます。

昨年の「2022年産業政策要求」では、ひとつ目の柱を「国・地方・民間一体となったデジタル化・DXの推進と人材確保」としていましたが、2023年では、人材の確保・育成に焦点をあて、「ものづくり産業を支える人材の確保・育成」としました。DXも含め、金属産業を支える幅広い人材の確保・育成と「公正な移行」の実現に向けて取り組みます。

また、単年度での解決が難しい政策課題に関しては、「継続課題」として引き続き重要な政策課題としてとらえつつ、当面、現在の動向を注視し、必要に応じて、具体的な要求を行っていくこととします。

金属労協は、政策の実現に向けて各府省などへの要請活動を強力に展開していきます。また政治顧問との連携を一層強化し、政策への反映を図るとともに、国会議員、経営者団体、その他関係各方面への情報提供・理解促進に努めていきます。

金属労協「2023年産業政策要求」

I. **ものづくり産業を支える人材の 確保・育成**

金属労協2023年産業政策要求

I. ものづくり産業を支える人材の確保・育成

- * DX、カーボンニュートラルなどの大変革では、経済、社会、産業構造の急激な変化が見込まれていますが、これらの変化が雇用に悪影響を与えないための対策、いわゆる「公正な移行」の実現を図る必要があります。
- * 政府は、「リスクリング」によって、「スキルアップと成長分野への労働移動を同時に強力に推進する。」としています。しかしながら、働く者の能力、経験を一番把握しているのは、働く者本人とその働く者を雇用する企業であり、雇用を維持しつつ行うリスクリングに対して政府として支援を充実させていくことが重要です。働く者誰もがリスクリングに取り組むことで、事業構造の転換や業務の変化に対応し、生産性向上、成長分野での雇用の拡大を図り、「公正な移行」の実現に結び付けていく必要があります。
- * 今後必要となる技術・技能を明確にし、職務に必要な知識や技能を習得させることは企業の責務です。政府として、社内外における教育機会の提供、柔軟な労働時間制度、休暇制度の充実を図った企業への支援を行っていくことが必要です。
- * 個人に対しても、将来の産業界の姿と必要とされる人材像について、産業界の意見を踏まえた上で政府として示すとともに、その人材を育成するための講座を充実させるなど、誰もが「リスクリング」に取り組めるよう、社会全体で仕組みを整えていくことが必要です。
- * 政府は「2035年までに、乗用車新車販売で電動車100%を実現する」方針を打ち出しましたが、「公正な移行」の実現に向け、対応を強化していく必要があります。
- * 情報処理推進機構（IPA）の「IT人材白書2017」によると、日本は欧米と比べ、IT企業以外のユーザー企業にいるIT人材の割合が低くなっています。IT企業のIT人材を増やすだけでなく、ユーザー企業の現場のITリテラシーを高め、DXの実装を現場力の強化につなげていく必要があります。
- * 国内における人手不足が顕著となる中、ものづくり産業・金属産業の現場を支える人材の確保、技術・技能の継承・育成が、これまで以上に困難となっています。産業の魅力を高め、人材確保を図っていくことが不可欠です。
- * 公立専門高校に対する産業教育設備費については、都道府県の予算で行うことになっていますが、実験実習設備は老朽化が指摘される一方、予算の制約により、更新や修繕が困難な状況にあります。産業の大変革の下で、工業高校の重要性もますます高まる中、国としても支援を検討していくことが重要です。
- * 国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化などにより、経済安全保障の重要性が増しています。政府は、経済安全保障法に基づき、半導体、蓄電池、LNGなど11分野を安定供給に向けた支援を行う「特定重要物資」に指定しており、安定供給に必要な設備投資や備蓄、研究開発などにかかった費用の一部を補助することとされていますが、それらの産業を支える人材育成についても、政府として取り組みを強化していく必要があります。

<要 求 項 目>

1. 大変革に対応するための人材育成と公正な移行の実現

- 事業構造の転換や業務の変化に対応するため、新たに発生する業務に必要なスキルや知識を習得するためのリスキリングを実施する企業に政府として支援すること。
- 将来の産業界の姿と必要とされる人材像について、産業界の意見を踏まえた上で示すとともに、その人材を育成するための講座を充実させ、誰もがリスキリングに取り組めるよう後押しすること。
- 自動車産業「ミカタプロジェクト」の周知活動を強化し、産業構造の転換で影響を受ける中堅・中小企業に対する支援を徹底すること。併せて、ほかに支援の必要な産業があれば、同様の施策を検討すること。事業再構築補助金は、新設備を既存事業に活用する場合も採択されるように支給要件を緩和すること。
- 人材開発支援助成金、教育訓練給付については、その量的拡大を図るだけでなく、対象となる訓練・講座の質的向上に注力すること。また、人材開発支援助成金を活用した教育訓練休暇制度の導入を促進すること。

<具体的施策例>

- ・良質な訓練・講座への受講を促進するとともに、訓練・講座の指導内容の向上を促すため、訓練・講座の受講者と有用性が広く認知されている公的資格・民間資格の取得試験合格者について、マイナンバーによる突き合わせを行い、訓練・講座ごとの修了者の資格取得状況を公表する。
- 産業雇用安定センターの「在籍型出向・スキルアップ支援コース」など、IT企業とユーザー企業との人材交流を活発化させる仕組みを検討し、ユーザー企業におけるITリテラシーの向上を図ること。
- 実学重視の教育体制強化によるDXに関わる教育の充実という観点から、優良な地方大学や専門学校、地方自治体などと連携した、DX教育の拠点となる専門職大学、専門職大学院を全国に設置すること。

2. 工業高校教育の充実

- 工業高校の産業教育設備について、IT化・オンライン対応とともに、汎用工作機械なども含め、国と地方自治体が一体となって整備していくこと。

<具体的施策例>

- ・都道府県立専門高校における産業教育設備を整備するため、国として、産業教育設備の新規購入・更新・修繕に対する新たな補助を創設する。
- 厚生労働省の「技能継承・振興対策費」予算の大幅増により、「ものづくりマイスター」による工業高校や中小企業での実技指導の大幅拡大を図ること。

3. 経済安全保障のためのものづくり人材の確保・育成

- 「特定重要物資」の関連産業において、産学官が抱える人材の確保・育成の現状と課題を共有した上で、目指すべき人材像の具現化を図るとともに、人材の確保・育成に向けた取り組みを強化すること。

＜ 背 景 説 明 ＞

1. 大変革に対応するための人材育成と公正な移行の実現

(リスクリングの定義)

*リスクリングに定まった定義はありませんが、電機連合の2023年闘争の議案書では、「技術革新や今後の事業の方向性などを見据え、新たに必要となるスキルの習得、実践を目的として行うもの」と説明されています。

(製造業の雇用の見通し、自動車のEV化による内燃機関の部品への影響)

*経済産業省「新産業構造ビジョン」では、産業構造の変化に関する試算として、最大で735万人の労働者が代替される可能性があり、製造・調達部門では約300万人の労働者が減少すると試算しています。

資料 1 将来の職業別従業者数の見通し

職業	変革シナリオにおける姿	職業別従業者数		職業別従業者数(年率)	
		現状放置	変革	現状放置	変革
① 上流工程 <small>経営・商品企画、マーケティング、R&D等、新たなビジネスを担う中核人材が増加。</small>	経営・商品企画、マーケティング、R&D等、新たなビジネスを担う中核人材が増加。	-136万人	+96万人	-2.2%	+1.2%
② 製造・調達 <small>AIやロボットによる代替が進み、変革の成否を問わず減少。</small>	AIやロボットによる代替が進み、変革の成否を問わず減少。	-262万人	-297万人	-1.2%	-1.4%
③ 営業販売(高代替率) <small>高度なコンサルティング機能が競争力の源泉となる商品・サービス等の営業販売に係る仕事が増加。</small>	高度なコンサルティング機能が競争力の源泉となる商品・サービス等の営業販売に係る仕事が増加。	-62万人	+114万人	-1.2%	+1.7%
④ 営業販売(低代替率) <small>AI、ビッグデータによる効率化・自動化が進み、変革の成否を問わず減少。</small>	AI、ビッグデータによる効率化・自動化が進み、変革の成否を問わず減少。	-62万人	-68万人	-1.3%	-1.4%
⑤ サービス(高代替率) <small>人が直接対応することが質・価値の向上につながる高付加価値なサービスに係る仕事が増加。</small>	人が直接対応することが質・価値の向上につながる高付加価値なサービスに係る仕事が増加。	-6万人	+179万人	-0.1%	+1.8%
⑥ サービス(低代替率) <small>AI・ロボットによる効率化・自動化が進み、減少。 ※現状放置シナリオでは雇用の受け皿になり、微増。</small>	AI・ロボットによる効率化・自動化が進み、減少。 ※現状放置シナリオでは雇用の受け皿になり、微増。	+23万人	-51万人	+0.1%	-0.3%
⑦ IT業務 <small>製造業のIoT化やセキュリティ強化など、産業全般でIT業務への需要が高まり、従事者が増加。</small>	製造業のIoT化やセキュリティ強化など、産業全般でIT業務への需要が高まり、従事者が増加。	-3万人	+45万人	-0.2%	+2.1%
⑧ バックオフィス <small>AIやグローバルアウトソースによる代替が進み、変革の成否を問わず減少。</small>	AIやグローバルアウトソースによる代替が進み、変革の成否を問わず減少。	-145万人	-143万人	-0.8%	-0.8%
⑨ その他 <small>AI・ロボットによる効率化・自動化が進み、減少。</small>	AI・ロボットによる効率化・自動化が進み、減少。	-82万人	-37万人	-1.1%	-0.5%
合計		-735万人	-161万人	-0.8%	-0.2%

(出所) 株式会社野村総合研究所およびその子会社 (Michael A. Osborne 氏と Carl Benedikt Frey 氏) © 日本の職能に付与されるスキルを踏まえて経済産業省作成

出所：経済産業省

*とりわけ、自動車の内燃機関への影響は大きく、自動車の電動化の進展により、従来のガソリンエンジン車の部品約3万点のうち、エンジン、トランスミッション、エンジン制御装置など約1万点が不要あるいは減少し、モーター、バッテリーなど、約2千点が増加すると指摘されています。政府は「2035年までに、乗用車新車販売で電動車100%を実現する」方針を打ち出しましたが、「公正な移行」の実現に向け、対応を強化していく必要があります。

資料2 次世代自動車の部品



電気自動車によって不要となる部品（想定）

	ガソリン自動車の部品の構成比	電気自動車に不要となる部品割合	自動車部品点数を30万点としたときの部品点数	電気自動車に不要となる部品点数
エンジン部品	23%	23%	6,900	6,900
駆動・伝達及び操縦部品	19%	7%	5,700	2,100
懸架・制動部品	15%	0%	4,500	0
車体部品	15%	0%	4,500	0
電装品・電子部品	10%	7%	3,000	2,100
その他の部品	18%	0%	5,400	0
合計	100%	37%	30,000	11,100

出所：経済産業省

（公正な移行の実現に向けた政府の取り組み紹介「ミカタプロジェクト」）

- * 経済産業省は、2022年度から、自動車産業「ミカタプロジェクト」として、自動車の電動化の進展に伴い、需要の減少が見込まれる自動車部品（エンジン、トランスミッション等）に関わる中堅・中小企業者が、電動車部品の製造に挑戦するといった「攻めの業態転換・事業再構築」について、窓口相談や研修・セミナー、専門家派遣等を通じて支援する事業を実施しています。
- * 自動車産業のすそ野は広く、関係する産業・企業も多いため、こうした制度を広く周知し、ほかに支援の必要な産業があれば、同様の施策を実施していくことが重要です。

資料3 自動車産業ミカタプロジェクトの概要

自動車産業「ミカタ」プロジェクト

- 自動車の電動化の進展に伴い、内燃エンジン車の需要が減少に転じている中で、需要が減少する自動車部品（エンジン、トランスミッション等）のサプライヤーが電動車部品の製造に挑戦する、製備・販売事業者が電動車の製備に対応するといった「攻めの業態転換・事業再構築」を支援。
- 専門家による得意先ハンズオン支援から、事業再構築補助金（グリーン成長特）による設備投資等の支援まで、各段階で親密度に向けた「強力」表示し、強力な「確力」として経営をサポート。



出所：経済産業省

(人材開発支援助成金の概要)

*人材開発支援助成金は、職務に関連した専門的な知識および技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。2022年10月には提出書類の簡略化、12月には、「事業展開等リスクリング支援コース」の創設や「人への投資促進コース」の助成率引き上げが行われ、支援の充実が図られています。

資料4 人材開発助成金の概要

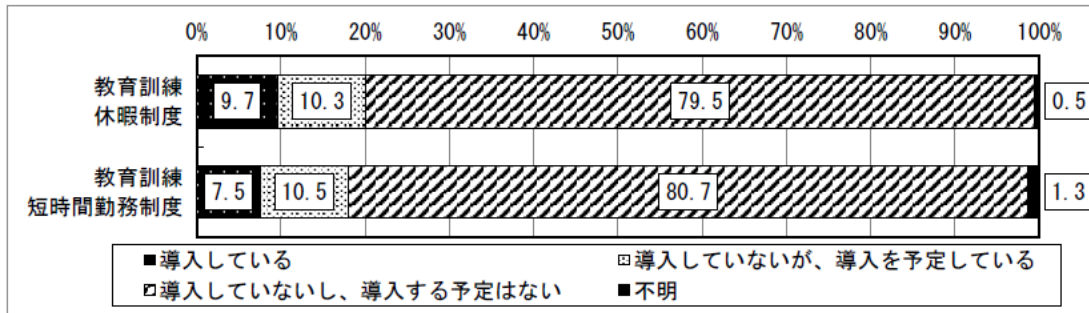
特定訓練コース	職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合
一般訓練コース	職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための訓練
教育訓練休暇等付与コース 教育訓練休暇制度 長期教育訓練休暇制度 教育訓練短時間勤務等制度	有給教育訓練休暇等制度を導入し訓練を受けた場合
特別育成訓練コース	有期契約労働者に対して、計画に沿って訓練を実施した場合
建設労働者認定訓練コース	
建設労働者技能実習コース	
障害者職業能力開発コース	
人への投資促進コース 高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練 情報技術分野認定実習併用職業訓練 定額制訓練 自発的職業能力開発訓練 長期教育訓練休暇等制度	自発的な教育訓練のための長期教育訓練休暇等制度を導入し、休暇等を取得した場合
事業展開等リスクリング支援コース	事業展開に伴い、新たな分野で必要となる知識及び技能を習得させるための訓練または、DX、カーボンニュートラル化に必要な知識技能を習得させるための訓練

資料出所：厚生労働資料より金属労協政策企画局作成

(教育訓練休暇の実施状況)

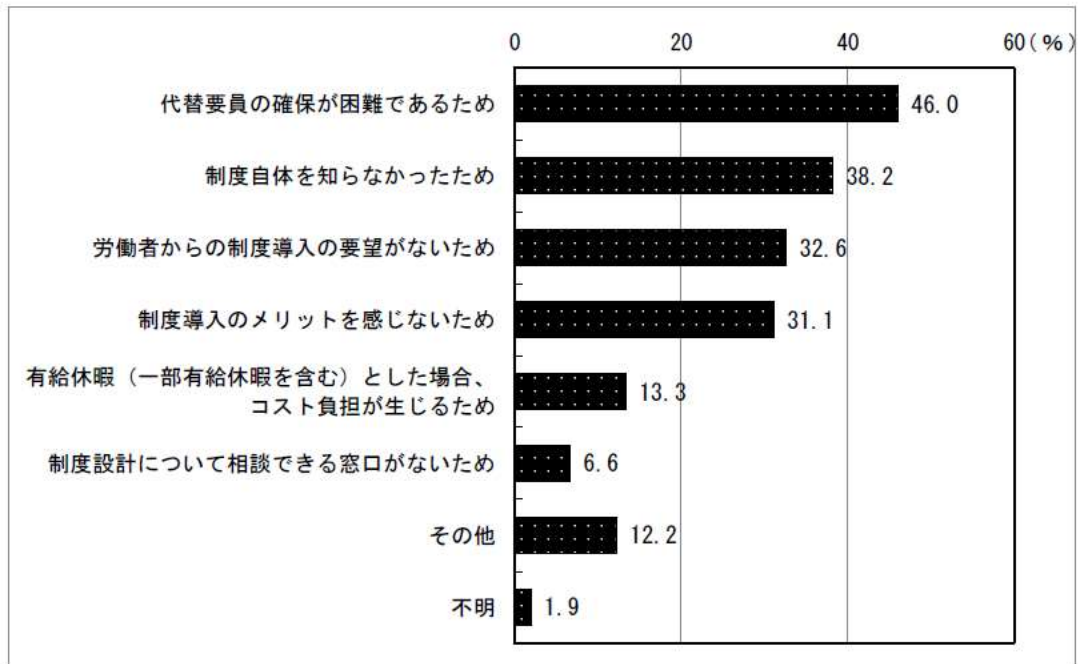
- *厚生労働省の能力開発基本調査（2021年）によれば、教育訓練休暇制度を導入している企業は9.7%、教育訓練短時間勤務制度を導入している企業7.5%にとどまり、導入を予定している企業を含めても、いずれの制度も2割に届きません。
- *こうした制度を導入しない理由には、「制度自体を知らないため」が38.2%、「労働者から制度導入の要望がないため」が32.6%、「制度導入のメリットを感じないため」が31.1%となっており、制度の認知度、理解が低いことが挙げられます。制度を広く周知することで活用を促進し、雇用を維持しつつ教育を受ける機会を拡大していくことが重要です。
- *また、教育訓練休暇を導入していない理由として、「有給休暇（一部有給休暇を含む）とした場合、コスト負担が生じるため」も13.3%と少なくありません。

資料5 教育訓練休暇制度、教育訓練短時間勤務制度の導入状況



資料出所：厚生労働省「能力開発基本調査」

資料6 教育訓練休暇制度又は教育訓練短時間勤務制度の導入予定がない理由（複数回答）



資料出所：厚生労働省「能力開発基本調査」

（教育訓練給付金）

- * 教育訓練給付は、雇用保険の加入期間など一定の要件を満たした人が、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した場合に、その費用の一部を教育訓練給付金として支給する制度です。対象となる教育訓練は、専門実践教育訓練指定講座が2,671講座、特定一般教育訓練指定講座が517講座となっています。
- * 対象講座に指定されるには、一定の基準が設けられていますが、能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図る目的に合致した質の高いものとなることが重要です。将来の産業界の姿と必要な人材像を示しながら、その人材を育成するための講座を充実させていくことが求められます。

資料7 専門実践教育訓練指定講座

1 業務独占資格又は名称独占資格の取得を目標とする養成課程 (介護福祉士、看護師、美容師、社会福祉士、保育士、歯科衛生士など)	1,737講座
2 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム (商業実務、衛生関係、工業関係など)	677講座
3 専門職学位課程 (ビジネス・MOT、法科大学院、教職大学院など)	90講座
4 大学等の職業実践力育成プログラム (特別の課程(保健)、正規課程(保健)など)	197講座
5 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 (シスコ技術者認定CCNPなど)	3講座
6 第四次産業革命スキル習得講座 (AI、データサイエンス、セキュリティなど)	115講座
7 専門職大学等の課程 1講座	1講座

注：講座数は2023年4月1日時点の給付対象講座数

資料出所：厚生労働省

資料8 特定一般教育訓練指定講座

1 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格の取得を目標とする養成課程 又はこれらの資格の取得を目標とする課程 (介護職員初任者研修、大型自動車第一種免許、特定行為研修など)	506講座
2 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 (基本情報技術者試験など)	9講座
3 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム (特別の課程(保健)、特別の課程(社会科学・社会)など)	37講座

注：講座数は2023年4月1日時点の給付対象講座数

資料出所：厚生労働省

(産業雇用安定センターの人材育成・交流型出向)

- * 産業雇用安定センターでは、2018年度から、それまでの雇用調整中心の出向支援に加え、キャリア・ステップアップ型出向や人材育成・交流型出向についても出向支援の幅を拡大しています。こうした枠組みを利用し、ユーザー企業からIT企業への出向を通じてIT技術のスキルアップを促すとともに、ベンダー企業からユーザー企業への出向を通じて、DX推進を後押ししていく必要があります。
- * 2022年12月2日、産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)を創設し、労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、復帰した際の賃金を出向前と比較して5%以上上昇させた事業主(出向元)に対して当該事業主が負担した出向中の賃金の一部を助成しています。金属産業では、DXやカーボンニュートラルに対応し、新たな事業分野や業務への対応が求められていますが、こうした制度を拡充することによって、企業の人材育成を支援していくことが必要です。制度の利用状況を検証しながら、利用しやすい制度へと見直しを進めていくとともに、事例紹介等を通じて、制度を周知し、利用を促進していくことが重要です。

資料9 スキルアップ支援コース（在籍型出向）の概要

（公財）産業雇用安定センターではスキルアップ支援コース（在籍型出向）のマッチングを無料で支援しています

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、24万件以上の出向・移籍の成立実績があります。

おすすめの利用方法

- 助成金の利用にあたり、センターのウェブサイトから、
全国の労働者の受入れを希望している事業所（出向受入情報[※]）
の業務の内容を見ることができます。
※ウェブサイトや検索はどなたでもご利用できます
※助成金の利用の可否については、都道府県労働局またはハローワークへお問合せ下さい。
- 従業員のスキルアップを実施したい業務を探し、スキルアップを実施したい業務が見つかったら、全国47都道府県にあるセンター事務所のうち、御社所在の都道府県のセンター事務所に連絡してください。
センターが、ご希望の事業所とのマッチングを進めます！
※受入方法が「移籍」の場合であっても、産業雇用安定センターが事業所と話し合いをし、「在籍型出向」として実施できる場合があります。まずはセンターにご相談ください。

受入情報の検索はこちら



資料出所：産業雇用安定センター

（DXの定義）

- * DXは、元はウメオ大学（スウェーデン）のエリック・ストルターマン教授が2004年に提唱した概念で、その定義を「デジタル技術が、人々の生活をあらゆる面で影響を与える」としました。これに対し経済産業省では、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」をDXとしています。DXとは、「人々の生活をあらゆる面で影響を与える」ということからすれば、企業内の変革のみにとどまらず、産業や社会の変革につながるより広い概念にとらえることができます。
- * DXにいたる経過を追うと、アナログで行っていたさまざまな作業をデジタル化する「デジタルイゼーション (Digitization)」、デジタル技術の活用によって、業務プロセスの効率化や顧客満足度の向上につなげる「デジタルイゼーション (Digitalization)」、そして、「DX」に深化してきています。

資料10 経済産業省のDXの構造



資料出所：経済産業省

(DX人材の定義)

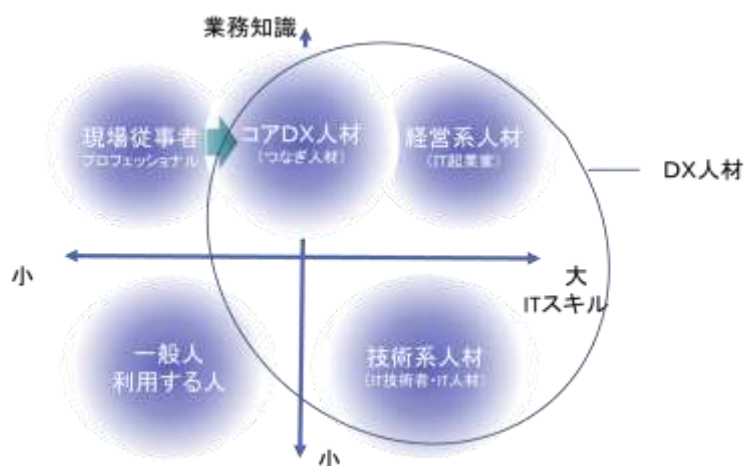
*生産性本部の報告書「企業のDXを進めるための人材戦略」では、「DX人材」を次のとおり定義しています。

- ①技術系人材：デジタル技術やデータ処理などの専門人材
- ②経営系人材：アーキテクチャや事業構造を設計し推進する人材
- ③つなぎ人材：デジタル人材と非デジタル人材をつなぎ橋渡しをする人材

ここで言う「つなぎ人材」こそが、DXによるさまざまな変革を担う「コアDX人材」です。現場従事者がIT知識を得ることでコアDX人材に転換していくことが必要です。

*IT産業で働くDX人材、ユーザー企業でITに従事するDX人材、そして将来の産業を担う学生・生徒・児童と、それぞれのDXリテラシーを高めていくことが不可欠です。

資料11 DX人材のイメージ



資料出所：金属労協政策企画局

(専門職大学・大学院の状況)

*2019年度から開設が始まった専門職大学は、2022年10月時点で19校開設されています。そのうち、IT関係の学科のある専門職大学は7校と増加傾向となっており、その活用が期待されます。一方専門職大学院は、法科、教職を除くと59校ありますが、このうちIT関係は5校にとどまっており、活用が進む状況となっておりません。地方におけるDX教育の拠点として、その拡充が望まれます。

2. 工業高校教育の充実

(産業教育設備の課題)

*都道府県立専門高校に対する産業教育設備費補助については、三位一体改革により2005年度に一般財源化されたため、都道府県立専門高校の設備整備は都道府県の予算で行うことになっています。DX、新冷戦、カーボンニュートラルに対応する産業の大変革の中で、工業高校の重要性はますます高まってくるものと思われませんが、一方で、その実験実習設備は老朽化が指摘されており、予算の制約により、更新や修繕が困難な状況にあります。加えて、専門高校は普通科に比べその運営に費用がかさむことから、都道府県によっては、統廃合を加速化しているところも見られます。地方自治体ではかつて、工業団地の造成や企業立地補助金などで企業誘致を行ってききましたが、人材の輩出力こそが地域の活力の源泉となっていることからすれば、専門高校の弱体化は地域の衰退に拍車をかけるものと言わざるを得ません。

*文部科学省では、スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール(2014年度～2021年度)、地域との協働による高等学校教育改革(2019年度～)、マイスター・ハイスクール(2021年度～2023年度)、そしてスマート専門高校(2020年度第3次補正予算)と支援策を小刻みにつなぐことにより、専門高校の予算を確保していますが、抜本的な支援を行っていく必要があります。

(ものづくりマイスターの実技指導件数)

*「ものづくりマイスター」の活動実績を見ると、2021年度で受講者のべ人数が164,504人、うち工業高校や中小企業に対する実技指導が108,658人(うち高校生など84,000人)となっており、活動目標を上回っていますが、都道府県別に見ると、違いが大きい状況にあります。

3. 経済安全保障

(人材の確保・育成のための産学官連携の動向)

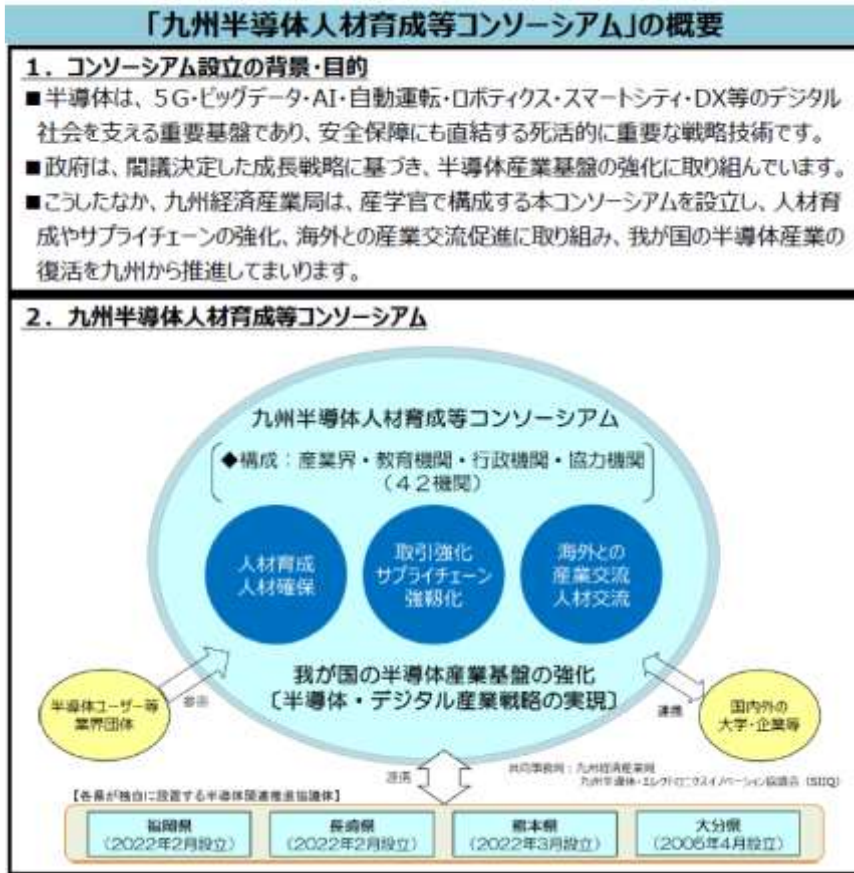
*2022年5月に成立した経済安全保障推進法では、国民の生存に必要不可欠、または広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資について、特定重要物資として指定し、その安定供給確保に取り組む民間事業者等を支援することを通じて、特定重要物資のサプライチェーンの強靱化を図ることとしています。2022年12月20日、特定重要物資として、抗菌性物質製剤、肥料、永久磁石、工作機械・産業用ロボット、航空機の部品、半導体、蓄電池、クラウドプログラム、天然ガス、重要鉱物並びに船舶の部品の11物資を政令で指定しました。これらの産業ごとに「安定供給確保を図るための取組方針」を策定しています。

* 蓄電池産業戦略では、電池製造で合計約2.2万人、材料などサプライチェーン全体で合計約3万人、蓄電池に係る人材を育成・確保していくという目標が掲げられ、産学官連携のもと、「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」が設置されました。また、九州では約1,700名の先端技術に通じた人材の雇用創出を見込んでおり、産学官連携による「九州半導体人材育成等コンソーシアム」が設立されています。これらの取り組みは、産業に必要な人材を明確化した上で、工業高校や高専等での教育カリキュラム導入や支援機関における教育プログラムを導入しようというものです。産業の未来を見据えた人材確保・育成を進めるため、こうした取り組みをさらに拡大することが重要です。

資料14 産学官一体となった半導体・人材育成ロードマップ（イメージ）



資料15 九州半導体人材育成等コンソーシアム



資料出所：経済産業省

資料16 関西蓄電池人材育成等コンソーシアム

令和4年8月31日に策定された蓄電池産業戦略（最終とりまとめ）において、2030年までに蓄電池・材料の国内製造基盤として150GWhの製造能力を確立するべく、電池製造で合計約2.2万人、材料などサプライチェーン全体で合計約3万人、蓄電池に係る人材を育成・確保していくという目標が掲げられました。この実現に貢献するべく、蓄電池関連産業が集積している関西エリアにおいて、産業界、教育機関、自治体、支援機関等が参画する「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」を設立します。近畿経済産業局は、一般社団法人電池工業会（BAJ）、一般社団法人電池サプライチェーン協議会（BASC）とともに、本コンソーシアムの事務局として、人材育成等に向けた取組を推進します。

1. 関西蓄電池人材育成等コンソーシアムの概要

本コンソーシアムでは、産学官が抱える、人材育成・確保に係る現状と課題を共有した上で、目指すべき人材像の具現化を図るとともに、蓄電池に係る人材育成・確保の取組について、検討・議論していきます。

具体的には、関西エリアを中心に、工業高校や高等専での教育カリキュラムの導入や産総研などの支援機関における教育プログラム等を、2024年度を目途に本格的に開始するべく、講じるべき取組等を議論・検討していく予定です。



資料出所：経済産業省

金属労協「2023年産業政策要求」

Ⅱ. カーボンニュートラル政策

金属労協2023年産業政策要求

Ⅱ. カーボンニュートラル政策

- * 政府は、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言、2021年4月には、2030年に温室効果ガスを2013年度比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを表明、この方針は2021年10月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」に盛り込まれました。
- * 2022年2月に発生したロシアのウクライナ侵攻の影響と、急速かつ大幅な円安の進行が相まって、資源・エネルギー価格や原材料・部品価格が高騰しており、改めてエネルギーの安定供給確保が重要課題となっています。
- * 環境・エネルギー分野における日本の科学技術レベルは、従来、欧米とトップ争いをしていると考えられてきましたが、文部科学省科学技術・学術政策研究所の調査によると、研究力を測る主要な指標である論文指標において、国際的な地位の低下が続いています。
- * 世界各国においては、カーボンニュートラルの宣言と実現のための技術開発などに関する投資が計画・実施されており、EUの「グリーンリカバリー」など、カーボンニュートラルへの取り組みがコロナ禍からの経済復興の柱に位置づけられることで、さらに取り組みが加速しています。一方、ロシアによるウクライナ侵攻により、「欧州グリーン・ディール」の方向性を維持するものの、安全保障重視やエネルギー市場の改革など、方向転換を迫られつつあります。
- * 経済・社会情勢が大きく変化する中、わが国のものづくり産業が中長期的に国内生産を継続していく観点や、経済安全保障の観点から、積極的な研究開発投資・設備投資により、競争力を強化していく必要があります。
- * 政府は、2023年2月に「GX実現に向けた基本方針」を閣議決定し、第211回通常国会にGX実現に向けた関連法案を提出しています。基本方針では、脱炭素投資について、「様々な分野で投資が必要となり、その規模は、一つの試算では今後10年間で150兆円を超える。こうした巨額のGX投資を官民協調で実現するため、『成長志向型カーボンプライシング構想』を速やかに実現・実行していく」としています。
- * 今後、わが国でもカーボンプライシングの導入に向け、具体的な制度設計が進むと思われませんが、その際には、産業・企業の成長に資する施策となるよう、産業界の意見を聞きながら議論を進めていく必要があります。また、炭素国境調整措置については、製品における炭素集約度計測手法・データの透明性などに課題があり、わが国の企業に不利なルールにならないよう、国際ルールの形成に積極的にかかわっていく必要があります。
- * 2021年10月には「第6次エネルギー基本計画」が閣議決定され、2030年度の電源構成の目標として、再生可能エネルギー36~38%、原子力20~22%、水素やアンモニア1%、火力41%とする方針が明示されました。一方、2019年度の実績は、再生可能エネルギー18%、原子力6%となっており、実現に向けたハードルはきわめて高く、政府・産業界の総力を結集した、国全体としての取り組みが不可欠となっています。

<要 求 項 目>

1. カーボンニュートラル達成に向けた技術開発と社会実装の加速化

(1) 水素・燃料アンモニアの取り組み加速

- グリーン成長戦略の工程表に記載されている水素のコスト低減目標、燃料アンモニアの収熱技術開発を含めた混焼率の向上や専焼化技術の開発については、輸出産業の国内事業の継続、経済成長・グローバル競争力確保の観点から、取り組みを加速すること。
- クリーンな次世代燃料(e-fuel)については、国益にもつながる重要な分野であることから、グローバルスタンダードをリードできるように、迅速に革新的技術開発に取り組むこと。

(2) 蓄電池の取り組み加速

- 次世代蓄電池・リサイクル技術の開発を加速するとともに、現行のリチウムイオン電池事業についても、将来にわたる蓄電池事業の競争力維持の観点から、企業による投資を支援すること。

(3) スマートコミュニティの形成

- スマートコミュニティの形成に向けた「脱炭素先行地域」の選定事業について、進捗状況を注視し、進捗が遅れている場合には迅速に追加的な支援策を講じていくこと。
- スマートコミュニティを中心に、次世代送電網(スマートグリッド)の構築を推進し、電線のECSO(最適導体サイズ)など環境配慮型電線の活用を促進すること。

(4) 産業・企業の競争力確保

- 新たなカーボンプライシングの具体的な制度設計にあたっては、CO₂排出量が見える化し、合理性、平等性を担保すること、国際的に公正な競争条件を確保すること、イノベーション・投資促進につなげるための企業体力を削がず、国内企業が成長できる姿を示すことなど、産業・企業の成長に資する施策となるよう、産業界の意見を聞きながら議論を進めていくこと。
- 炭素国境調整措置については、製品における炭素集約度計測手法・データの透明性などに課題があり、日本としても国際ルールの形成に積極的に関わっていくこと。

2. 安定的かつ低廉な電力供給

(1) 電力供給に関する国民的議論の実施

- 地政学的リスクや新興国での化石燃料需要の急増など、資源のない日本をとりまくエネルギー問題は喫緊の課題であるとの認識のもと、将来にわたってどのような電源を活用していくべきか、国民的議論を行うこと。

(2) 再生可能エネルギーのコスト引き下げ

- 再生可能エネルギーの導入の加速化と発電コスト引き下げに向け、FIT制度、FIP制度の運用期間を明らかにするとともに、価格引き下げ目標を強化していくこと。

（３）安全性が確認された原子力発電の活用促進

○カーボンニュートラルの達成、電力の安定的かつ低廉な供給、エネルギー安全保障などの観点から、ベースロード電源としての原子力発電について、事業者と政府の連携を強化し、オールジャパン体制で推進していくこと。小型モジュール炉、高温ガス炉、高速炉、核融合など、安全性・信頼性・効率性を抜本的に高める新技術の迅速な開発と実装に向け、迅速な国際的な合意形成を図り、必要な予算を確保すること。

<具体的施策例>

- ・これまでの審査で得られた知見を踏まえ、合理的な審査と地元合意の促進により、安全性が確認された原子力発電所の再稼働を加速化する。
- ・原子力発電の廃棄物処理について、その負担軽減の具体的な姿を示すことにより、国民の理解を促進するため、「放射性廃棄物減容化研究開発」の開発スケジュールを明確にし、その達成に必要な支援を大胆に行っていく。

（４）原子力・火力発電のサプライチェーンを維持・強化

○「第6次エネルギー基本計画」で示された電源構成を実現に向けては、原子力発電産業のこれまで培った技術・人材を絶やさず、サプライチェーンの維持・強化を図る必要があることから、企業の設備投資や人材確保につながる具体策を示すこと。また、火力発電については、安定供給性や経済性に優れ、引き続き電力供給に重要な役割を担うことから、人材の確保・育成を含め、サプライチェーンの維持・強化を図ること。

<背景説明>

1. カーボンニュートラル達成に向けた技術開発と社会実装の加速化

①科学技術力の国際比較

* 文部科学省科学技術・学術政策研究所の調査によると、研究力を測る主要な指標である論文指標において、国際的な地位の低下が続いています。自然科学系の論文数における日本の順位は、20年前（1997-1999年の平均）は第2位でしたが、直近（2017-2019年の平均）は第4位となっており、Top10%補正論文数（論文の被引用数Top10%）における日本の順位は、20年前は第4位でしたが、直近は第10位となっています。

②水素・燃料アンモニア政策の現状

* 水素は国内生成が可能だけでなく、貯蔵・運搬も可能であり、自動車燃料、水素還元製鉄、発電エネルギーへの利用など、多岐にわたる産業や幅広い分野での利用が期待され、今後の経済成長には欠かせない、グリーン成長戦略の主軸になり得るとされています。また、再生可能エネルギーから生成した水素と二酸化炭素によるクリーンな合成液体燃料であるe-fuelは、幅広い動力源で利用可能であり、石油供給網などの既存インフラを活用することにより、グリーン成長戦略においても、他の新燃料に比べて導入コストを抑えることが可能とされています。

* 第6次エネルギー基本計画では、「水素・アンモニアを燃料とした発電は燃焼時にCO₂を排出せず、火力としての調整力、慣性力機能を具備しており、系統運用の安定化にも資する技術であり、ガスタービンやボイラー、脱硝設備等の既存発電設備の多くをそのまま活用できことから、カーボンニュートラル実現に向けた電源の脱炭素化を進める上で有力な選択肢の一つ」とされています。

* 水素の世界全体の利用量見通しは、2030年2億トン、2050年5億トン（IEA）となっており、日本の利用目標は、2030年300万トン、2050年2,000万トン（グリーン成長戦略）となっています。したがって、世界全体の利用量に対する日本の比率は、2030年1.5%、2050年4%となっており、2030年の段階から世界に出遅れないよう、コスト低減など取り組みの強化が必要です。

* 水素はその製造方法によっては、CO₂を排出する懸念があります。水素の製造方法によって分類されており、化石燃料をベースとしてつくられた水素は「グレー水素」、水素の製造工程で排出されたCO₂について、回収し、貯留・利用する「CCS」「CCUS」と組み合わせる手法で製造工程のCO₂排出をおさえた水素は「ブルー水素」、再生可能エネルギーなどを使い、製造工程においてもCO₂を排出せずにつくられた水素は、「グリーン水素」と呼ばれています。グリーン水素の普及に向けて、国としてスケジュールを明確にする必要があります。

③蓄電池政策の現状

- *蓄電池は、電力の需給調整や自動車等の電動化など、カーボンニュートラル達成に不可欠な技術であるとともに、経済安全保障推進法に基づく「特定重要物資」として指定されており、その重要性は一層高まっています。リチウムイオン蓄電池を発明した日系企業は、技術優位で初期市場を確保しましたが、近年は中韓メーカーがシェアを拡大しています。また、米国、欧州、韓国、中国では蓄電池産業に対する大規模な政策支援を検討しており、日本としても支援を拡大する必要があります。
- *蓄電池は2050年カーボンニュートラル実現の重要物資であるという認識のもと、2050年の容量ベースでの世界市場規模は2019年比で、車載用は38倍の7,546GWh、定置用は113倍の3,400GWhに成長する見込みです。一方、リチウムイオン蓄電池（L i B）を発明した日系企業はこれまで技術的優位性を確保してきましたが、市場の拡大に伴い中韓メーカーのシェアが拡大し、2015年時点では日系企業で51.7%だった車載用蓄電池のシェアは、2020年には21.1%まで低下しています。加えて、米国、欧州、韓国、中国では蓄電池に対する大規模な政策支援を引き続き実施するとともに、米国、欧州については蓄電池サプライチェーンの域内構築を進めています。
- *このような状況の中、経産省は蓄電池産業戦略検討官民協議会を設置し、2022年8月31日に蓄電池産業戦略を発表しました。この戦略では、これまでの全固体電池など次世代蓄電池の技術開発に集中投資する方針を見直し、
 - ①現行の液系L i Bにおいて、政府が上流資源を確保するとともに大規模投資に支援することで、2030年までに150GWh/年の国内製造基盤を確立すること
 - ②有志国との戦略的連携強化など海外展開を戦略的に実施し、我が国の企業全体で600GWh/年の製造能力をグローバル市場において確保すること
 - ③グリーンイノベーション基金など開発支援を強化し、2030年頃に全固体電池を本格実用化、以降も技術リーダーの地位を維持・確保することという3つの目標が示され、今後取り組みを進めることとしています。
- *また、2022年8月には「関西蓄電人材育成コンソーシアム」を発足し、産学官が一体となり蓄電池関連産業が集積する関西エリアにおける人材育成・確保に取り組み、必要に応じて他地域にも展開していくとするとともに、2030年までに国内のリサイクルシステムを確立することを目標に、使用済み電池の回収力強化、リユース市場の活性化、リサイクル基盤の構築に向けて必要な取り組みを検討するとしています。

④「脱炭素先行地域」の概要

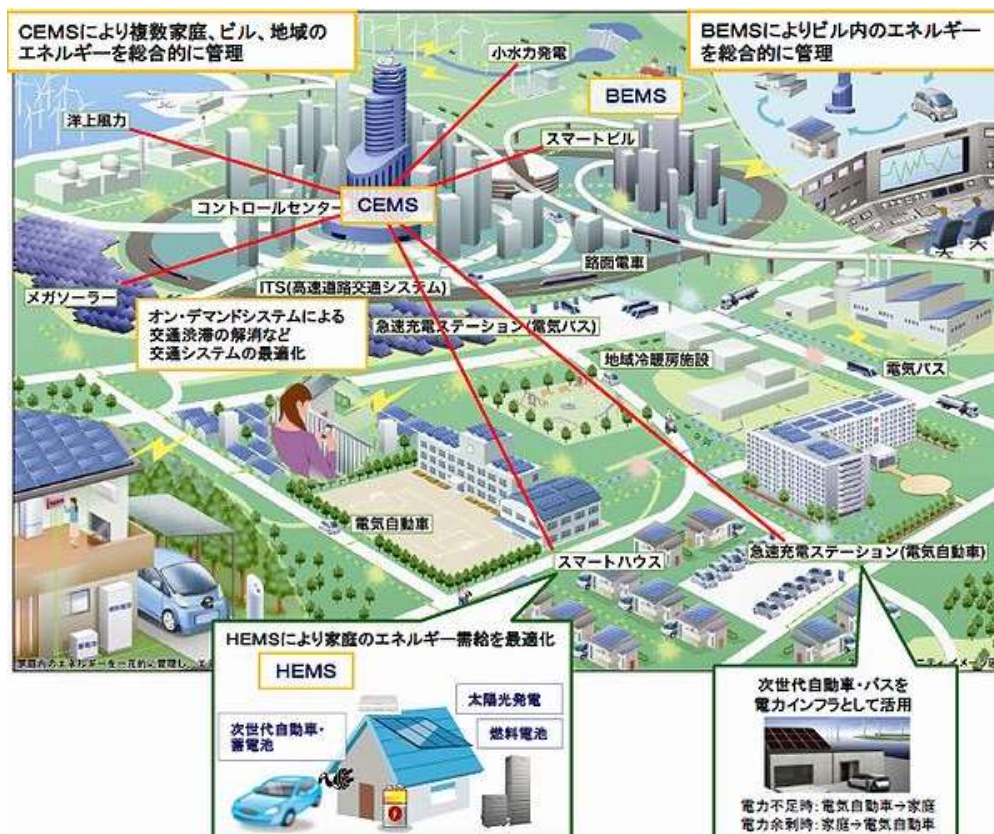
- *「2050年カーボンニュートラル」に向けて、「少なくとも100カ所の「脱炭素先行地域」において、2025年度までに脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取り組み実施の道筋をつけ、2030年度までに実行することで、農山漁村、離島、都市部の街区など多様な地域における地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素（地域課題の解決による住民の暮らしの質の向上）の実現の姿を示し、全国に広げる」とされており、2022年11月までに、46件の脱炭素先行地域が選定されました。今後も、年2回程度の募集と選定が行われる予定と

されています。スマートコミュニティの形成に向け、地方自治体内の多くの地域が「脱炭素先行地域」に選定されるよう進捗状況を注視し、必要な場合には迅速に追加的な支援策を講じていくとともに、既に選定された地域は他地域のモデル・模範となるよう熟度を高めることが重要です。

⑤次世代送電網（スマートグリッド）、ECSO（最適導体サイズ）

*次世代送電網（スマートグリッド）とは、「従来からの集中型電源と送電系統との一体運用に加え、情報通信技術の活用により、太陽光発電等の分散型電源や需要家の情報を統合・活用して、高効率、高品質、高信頼度の電力供給システムの実現をめざすもの」とされています。カーボンニュートラルの実現に向けて、太陽光や風力など再生可能エネルギーを最大限活用する一方で、エネルギーの消費を最小限に抑えていく環境配慮型都市（スマートシティ・コミュニティ）が提唱されています。環境配慮型都市におけるエネルギーは、供給側では自然エネルギーを利用するため天候によって発電量が変化し、需要側でもエネルギーの消費量が刻々と変化します。よって、需要と供給の双方向で無駄なく安定したエネルギーを活用できる技術である次世代送電網が必要となります。次世代送電網は、電力系統上の需要側と供給側を通信システムで結ぶため、不正操作やウィルス感染などがあつた場合、その通信システムすべてが被害を受けてしまいます。よって、重要インフラである電力に対するサイバーテロなどに備え、セキュリティ対策の構築が重要です。

資料17 スマートコミュニティのイメージ



資料出所：経済産業省 資源エネルギー庁

- *電線の導体サイズは安全上（許容電流と電圧降下）の規定を満たす範囲内で、インシヤルコストを最小にする観点から、より細いサイズが選定されています。これに対し、ECSO（最適導体サイズ）は、ライフサイクルコスト（インシヤルコストとランニングコストの合計）を最小にする観点から、より太い最適なサイズを選定するものです。新設ケーブルにECSO設計を適用することにより、省エネルギー、CO₂排出削減を図ることができます。
- *発電所～需要家間の送配電損失（5%）とは別に、需要家構内の各負担につながる低圧CVTケーブル（工場内多量使用）で4%の電力損失（ジュール損）が生じていますが、このケーブルの導体サイズ（断面積）を約2倍にアップすると、電力損失は約2分の1になり4%→2%に低減、すなわち2%の省エネルギーとなり、その分の発電が不要となるので、発電時CO₂排出量が2%削減できます。日本に敷設されている低圧CVTケーブルをすべてECSOサイズに置き換えた場合、そのCO₂削減量は日本の総排出量の0.9%に相当します。CO₂削減効果、ピークカット効果、省エネ効果によって経済的なメリットが得られます。

資料18 スマートコミュニティのイメージ



資料出所：日本電線工業会

⑥カーボンプライシング政策の動向、課題

- *政府は2023年2月10日「GX実現に向けた基本方針」を閣議決定し、第211回通常国会にGX実現に向けた関連法案を提出しています。
- *カーボンプライシングについては、本方針案のなかで「成長志向型カーボンプライシング構想」が示され、「国際公約達成と、我が国の産業競争力強化・経済成長の同時実現に向けて、様々な分野で投資が必要となり、その規模は、一つの試算では今後10年間で150兆円を超える。こうした巨額のGX投資を官民協調で実現するため、『成長志向型カーボンプライシング構想』を速やかに実現・実行していく」としています。

資料19 今後10年を見据えたロードマップ（GX基本方針）



資料出所：経済産業省

資料20 成長志向型カーボンプライシングの概要（GX推進法案）

（3）成長志向型カーボンプライシングの導入

- **炭素排出に値付け**をすることで、GX関連製品・事業の付加価値を向上。

⇒ 先行投資支援と合わせ、**GXに先行して取り組む事業者にインセンティブが付与される仕組み**を創設。

※ ①②は、直ちに導入するのではなく、GXに取り組む期間を設けた後で、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入。（低い負担から導入し、徐々に引上げ。）
- ① **炭素に対する賦課金（化石燃料賦課金）の導入**

 - **2028年度（令和10年度）**から、経済産業大臣は、**化石燃料の輸入事業者等**に対して、輸入等する化石燃料に由来する**CO2の量に応じて、化石燃料賦課金を徴収**。【第11条】
- ② **排出量取引制度**

 - **2033年度（令和15年度）**から、経済産業大臣は、**発電事業者**に対して、一部有償で**CO2の排出枠（量）**を割り当て、その量に応じた**特定事業者負担金**を徴収。【第15条・第16条】
 - 具体的な**有償の排出枠の割当てや単価は、入札方式（有償オークション）**により、決定。【第17条】

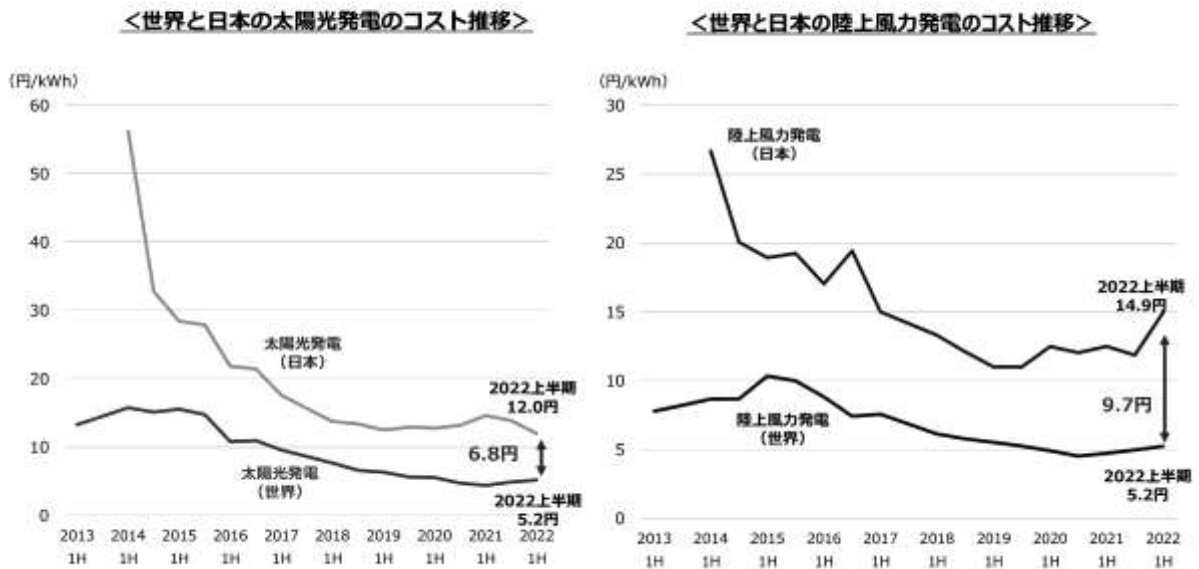
資料出所：経済産業省

2. 安定的かつ低廉な電力供給

①再生可能エネルギーのコストの国際比較

資料21 再生可能エネルギーのコストの国際比較

■ 太陽光発電・風力発電ともに、コストは着実に低減しているものの、依然として世界より高く、低減スピードも鈍化の傾向。



※BloombergNEFデータより資源エネルギー庁作成。太陽光発電の値はFixed-axis PV値を引用。為替レートはEnergy Project Valuation Model (EPVAL 9.2.2)から各年の値を使用。

資料出所：資源エネルギー庁「国内外の再生可能エネルギーの現状と今年度の調達価格等算定委員会の論点案」（2022年10月12日）

②原子力発電の再稼働状況

*原子力発電については、岸田総理は、再稼働している原子力発電所を2022年冬に最大9基まで増やす方針を示し、2023年夏以降に最大で17基体制にすること、次世代型の原子力発電所について開発・建設することを表明しました。

*また、政府は、2023年2月に閣議決定した「GX実現に向けた基本方針」において、2030年度電源構成に占める原子力比率20～22%の確実な達成に向けて、安全最優先で再稼働を進めこととした上で、

- ・将来にわたって持続的に原子力を活用するため、安全確保を大前提に、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・建設に取り組む。地域の理解確保を大前提に、廃炉となる原発の建て替えを念頭に次世代革新炉の開発と建設を進める。
- ・運転期間は40年、延長を認める期間は20年と制限を設けた上で、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認めることとする。

など、原子力を最大限活用する方針を打ち出しました。電源構成の目標である20～22%達成に向け、具体的なスケジュールを示していく必要があります。

資料22 原子力発電所新規規制基準適合性審査状況

電力会社	発電所等	炉型	出力 (万kW)	運転 年数	新規規制基準適合性に係る 審査(設置変更許可)			再稼働	備考
					未申請	審査中	許可		
北海道電力	泊1号	PWR	58	33		○			
	泊2号	PWR	58	31		○			
	泊3号	PWR	91	13		○			
関西電力	美浜3号	PWR	83	46			○	○	
	高浜1号	PWR	83	48			○		
	高浜2号	PWR	83	47			○		
	高浜3号	PWR	87	38			○	○	
	高浜4号	PWR	87	37			○	○	
	大飯3号	PWR	118	31			○	○	
四国電力	大飯4号	PWR	118	30			○	○	
	伊方3号	PWR	89	28			○	○	
九州電力	玄海原子力3号	PWR	118	29			○	○	停止中
	玄海原子力4号	PWR	118	25			○	○	
	川内原子力1号	PWR	89	38			○	○	
	川内原子力2号	PWR	89	37			○	○	
東北電力	東通原子力1号	BWR	110	17		○			
	女川原子力2号	BWR	83	27			○		
	女川原子力3号	BWR	83	21	○				
東京電力	柏崎刈羽原子力1号	BWR	110	37	○				
	柏崎刈羽原子力2号	BWR	110	32	○				
	柏崎刈羽原子力3号	BWR	110	29	○				
	柏崎刈羽原子力4号	BWR	110	28	○				
	柏崎刈羽原子力5号	BWR	110	32	○				
	柏崎刈羽原子力6号	A BWR	136	26			○		
	柏崎刈羽原子力7号	A BWR	136	25			○		
中部電力	浜岡原子力3号	BWR	110	35		○			
	浜岡原子力4号	BWR	114	29		○			
	浜岡原子力5号	A BWR	138	18	○				
北陸電力	志賀原子力1号	BWR	54	29	○				
	志賀原子力2号	A BWR	121	17		○			
中国電力	島根原子力2号	BWR	82	34			○		
	島根原子力3号	A BWR	137	3		○			
原電	東海第二	BWR	110	44			○		
	敦賀2号	PWR	116	36		○			
電発	大間原子力	A BWR	138			○			

(注)1. 2023年1月現在。

2. 資料出所：原子力安全推進協会資料より金属労協政策企画局で作成。

③次世代革新炉

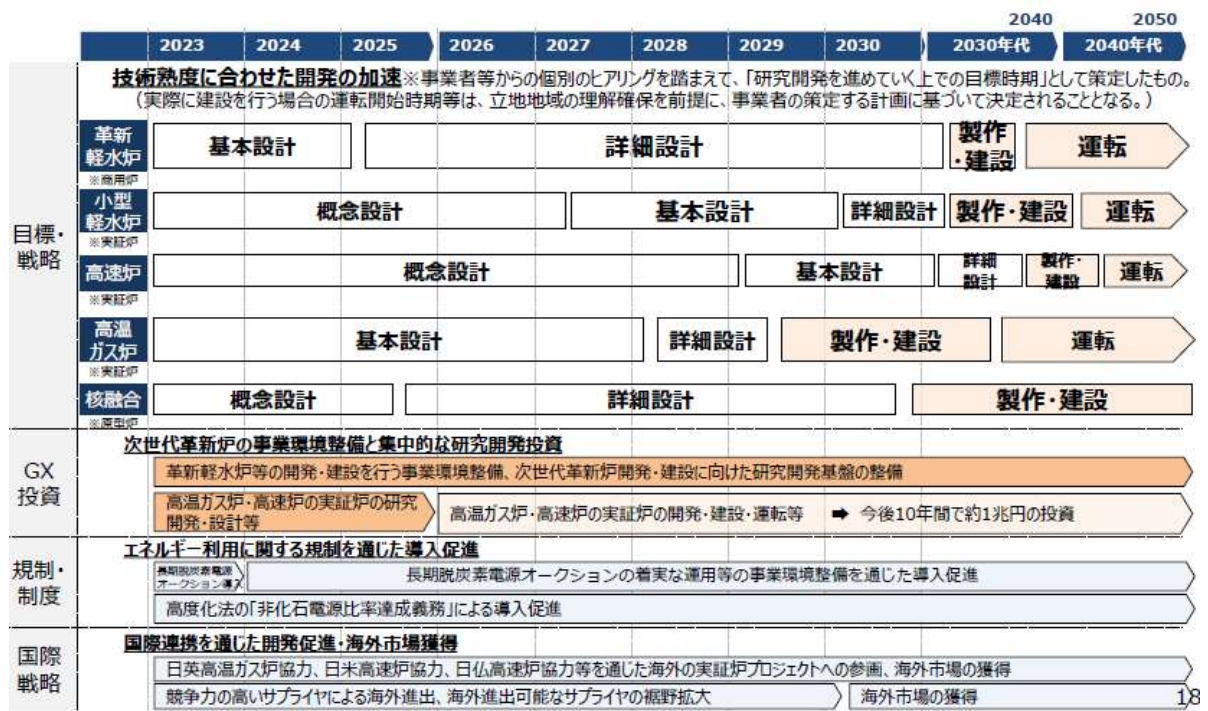
- * 小型モジュール炉、高温ガス炉、高速炉、核融合など次世代革新炉の研究開発については、原子力発電のより一層の安全性向上、エネルギー安全保障確保に向けたエネルギー自給率の向上などの観点から、迅速な実用化に向け取り組むことが重要です。
- * GX実現に向けた基本方針では、将来にわたって持続的に原子力を活用するため、安全確保を大前提に、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・建設に取り組むことが盛り込まれました。まずは廃止決定した炉の次世代革新炉への建て替えを対象として、具体化を進めることとしています。

資料23 次世代原発の主な種類

次世代原発の主な種類	
革新軽水炉	デジタル技術で安全性を高めた。既存技術がベースのため最も開発が進む
小型モジュール炉	出力30万kw以下。設備の大半を工場で生産し、工期や建設費を削減
高温ガス炉	炉内の温度が高くエネルギー効率が高い。水素も取り出せる
高速炉	高速中性子により高効率で核燃料を燃やせる。核のごみも少ない
核融合炉	水素原子が核融合する際のエネルギーを活用。安全性が高い

資料出所：日本経済新聞

資料24 今後10年を見据えたロードマップ【次世代革新炉】



資料出所：GX実現に向けた基本方針参考資料

金属労協「2023年産業政策要求」

Ⅲ. 適正取引の推進

Ⅲ. 適正取引の推進

- *わが国金属産業は、バリューチェーン全体で「強み」を発揮しており、バリューチェーンの危機は、国際競争力の喪失に直結します。
- *金属労協では、中小企業を含めたバリューチェーンを構成する各プロセス・分野の企業で適正に付加価値を確保し、それを「人への投資」、研究開発投資、設備投資などに用いることにより、新たな付加価値を創造し、強固な国内事業基盤と企業の持続可能性の確保を図っていく、バリューチェーンにおける「付加価値の適正循環」の構築の取り組みを展開しています。
- *熟練した技術・技能を継承し、事業の持続性を確保していくためには、人材確保と設備の更新が可能となる利益の確保が必須ですが、価格転嫁力の弱さにより必要な資金を確保できず、廃業を選択する中小企業もあります。とりわけ金属産業では、取引の継続を考慮し、問題があったとしても声を上げづらい環境にあり、独占禁止法と下請法の不適切な取引に対する抑止効果を高めていくとともに、業界ごとにも絞った取り組みが必要です。
- *DX、カーボンニュートラルなどの大変革の中、「人への投資」、研究開発投資、設備投資の必要性は一層高まっており、こうした弱点の克服は、わが国経済・産業の持続的な発展にとって不可欠です。
- *政府は、2016年の「未来志向型の取引慣行に向けて（世耕プラン）」以降、適正取引の取り組みを強化してきました。2020年には、企業が望ましい取引慣行（振興基準）の遵守を宣言する「パートナーシップ構築宣言」の取り組みが開始され、20,000社を超える企業が宣言しています（2023年3月）。2021年末には、エネルギー・原材料価格の高騰を受け、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を策定し、「政府横断的な転嫁対策の枠組みの創設」、「価格転嫁円滑化に向けた法執行の強化」などに取り組んでいます。しかしながら、下請事業者からすれば、適正取引に向けた前進が実感できる状況には至っていません。宣言数の増加だけでなく、宣言に沿った行動が実際に行われるよう、大手企業から中小企業、経営層から社員に至るまで、その浸透を図っていくことが重要です。
- *2022年12月の帝国データバンクのアンケート調査によれば、100円のコストアップに対して、価格転嫁は39.9円に止まり、企業の2割近くは全く転嫁できていないと答えるなど、価格転嫁は不十分なものとなっています。大手企業から中小企業、経営層から社員に至るまで、適正取引のルール浸透を図っていくことが重要です。
- *「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」の「今後の検討課題」では、近年、デジタル技術、デジタル関連サービス等の発達を背景に、さまざまな事業分野において寡占化が進む中、垂直的な取引の適正化について、より正面から取り組んでいくため、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の改正を検討する、としています。デジタル分野を含め、海外との商取引が拡大する中、政府の取り組み強化が必要です。

*足元でのエネルギー・原材料価格の高騰について、価格転嫁の遅れは、とりわけ中小企業の収益を大きく圧迫しています。「令和3年度自主行動計画フォローアップ調査結果」によると、原材料等の価格転嫁をおおむねできたと回答する企業は、発注側7割程度、受注側4割程度となっており、発注側と受注側の認識のズレが大きく、受注側の企業は、6割程度の企業が価格転嫁できていないと認識しています。また、労務費、エネルギーの価格転嫁は、製品価格にどれだけ影響しているか根拠の示し方が難しく、一層取引先の理解が得られづらい状況にあります。

<要 求 項 目>

1. 独占禁止法、下請法の強化

○独占禁止法の優越的地位の濫用規制および下請法について、不適切な取引に対する抑止効果を高めていくこと。

<具体的施策例>

- ・独占禁止法の優越的地位の濫用に関する課徴金を抑止力の働く水準まで大幅に引き上げるとともに、問題があっても声を上げづらい製造業に対して、実態調査を強化し、申告のない場合でも個別に査察を実施するなど、より踏み込んだ対応を検討する。
- ・下請法の資本金要件を撤廃し、実体規定違反に対する罰則を新設する。
- ・海外企業との取引における優越的地位の濫用を防ぐため、積極的な情報収集、外国の規制当局との連携など、取り組みを強化する。

2. 適正取引に関するルールの周知徹底

○適正取引の実現に向け、さまざまなルールの周知徹底を図るとともに、適正な価格転嫁を当然とする世論形成を図っていくこと。

<具体的施策例>

- ・下請法、業界団体の自主行動計画、中小企業庁の業種別「下請適正取引等推進のためのガイドライン」、「新しい型取引のルール」、「パートナーシップ構築宣言」、経団連などの「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」に盛り込まれた規制、行動ルールを項目ごとに整理したガイドブックを作成し、一冊をチェックすることによって、すべてを遵守できるようにする。
- ・適正取引確立のためのルールの周知徹底、とりわけ業界団体に加入していない中小企業に対して適正取引に関するルールを周知徹底するため、商工会議所、商工会などの活用を図る。
- ・企業のいわゆるバイヤー個人を対象に、適正取引に関する研修会を実施し、効果測定の上、受講修了証を発行する。

3. 足元での原材料等価格高騰への対応

- 原材料等の価格転嫁の好事例を収集し、望ましい価格転嫁のあり方を示すとともに、労務費、エネルギー、副資材など、製品価格にどれだけ影響しているか根拠の示し方が難しく、取引先の理解が得られづらい項目については、客観的・合理的な根拠の示し方を例示すること。また、副資材の価格転嫁については、下請中小企業振興法の振興基準に記載すること。

<背景説明>

1. 独禁法、下請法の強化

（「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果）

* 公正取引委員会は、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがある次の1及び2について調査を行ない、結果を2022年12月に公表しました。

1. 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

2. 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引き上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

* 対象業種は、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、コストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種(調査対象業種)22の業種を選定しています。

* 受注者80,000社に対して書面調査を実施し、事業活動への影響が大きいとする発注者名について回答を求め1社でも受注者から名前の挙がった発注者は4,573社存在しました。コストの転嫁状況等について、さらに25,000社を加えて書面調査を実施し、立入調査を306件行なっています。さらに、受注者から名前の挙がった数が多い発注者上位50社程度を抽出し、このうち当該発注者の名前を挙げた受注者の数、過去の下請法違反歴の有無、受注者からの具体的な行為の指摘の有無等を踏まえ、個別の発注者に対し、立入調査、独占禁止法第40条に基づく報告命令等も含めたより詳細な個別調査を行っています。調査を実施したことにより、発注者及び受注者が取引において問題となる可能性があることの周知効果が表れています。

資料25 調査対象業種

総合工事業	電気機械器具製造業
食料品製造業	輸送用機械器具製造業
家具・装備品製造業	放送業
ハルブ・紙・紙加工品製造業	映像・音声・文字情報制作業
印刷・同関連業	道路貨物運送業
窯業・土石製品製造業	各種商品卸売業
非鉄金属製造業	飲食料品卸売業
金属製品製造業	各種商品小売業
はん用機械器具製造業	飲食料品小売業
生産用機械器具製造業	広告業
業務用機械器具製造業	その他の事業サービス業

資料出所：公正取引委員会

（取引価格引き上げの割合）

* 取引価格引き上げの要請があった商品・サービスについての引き上げの割合の結果では、発注者と受注者の間で、引き上げに対する希望水準と実態とで10%から20%程度の差が出ています。

資料26 取引価格引き上げの要請があった場合の取引価格引き上げの割合

調査対象業種	受注側調査 (n=17,074)					発注側調査 (n=15,593)					「7割以上引き上げられた(引き上げた)」の割合の差
	全て	7~9割	4~6割	1~3割	引き上げなし	全て	7~9割	4~6割	1~3割	引き上げず	
総合工業業	62.9%	14.7%	9.2%	8.7%	4.5%	74.4%	19.0%	3.8%	2.3%	0.4%	15.8
食品製造業	56.2%	19.0%	7.6%	5.8%	1.4%	80.3%	15.1%	2.6%	1.3%	0.7%	10.2
家具・家具品製造業	59.3%	19.3%	9.8%	8.2%	3.3%	78.6%	15.9%	4.8%	0.8%	0.0%	15.8
パルプ・紙・紙加工品製造業	48.7%	31.2%	12.9%	5.2%	2.1%	80.4%	14.0%	4.2%	1.3%	0.0%	14.6
印刷・刷版業	49.1%	23.5%	11.7%	12.6%	3.1%	79.5%	14.7%	1.8%	3.0%	0.9%	21.6
窯業・土石製品製造業	64.5%	16.3%	8.7%	7.5%	3.0%	83.4%	12.1%	2.4%	0.7%	1.4%	14.7
非鉄金属製造業	53.1%	26.7%	9.2%	7.5%	3.4%	87.5%	10.0%	1.6%	0.7%	0.2%	17.8
金属製品製造業	56.5%	22.0%	11.0%	8.2%	2.4%	85.1%	12.2%	1.2%	1.0%	0.5%	18.9
はん用機械器具製造業	59.7%	18.2%	9.4%	9.0%	3.6%	83.8%	13.5%	1.3%	1.4%	0.0%	19.4
生産用機械器具製造業	60.7%	17.3%	9.8%	8.7%	3.4%	82.5%	14.8%	2.0%	0.6%	0.1%	19.2
産業用機械器具製造業	67.2%	13.8%	7.4%	8.0%	3.5%	85.6%	12.8%	1.0%	0.4%	0.2%	17.4
電気機械器具製造業	64.1%	17.7%	7.6%	8.4%	2.3%	78.8%	16.8%	3.3%	0.7%	0.3%	13.9
輸送用機械器具製造業	51.3%	18.3%	9.3%	12.8%	8.2%	70.6%	21.2%	4.9%	2.3%	0.9%	22.2
化学業	81.8%	0.0%	0.0%	9.1%	9.1%	83.4%	9.7%	2.8%	2.8%	1.4%	11.3
映画・音声・文字情報制作業	62.9%	7.8%	8.6%	13.3%	7.8%	85.1%	7.7%	2.3%	3.0%	1.9%	22.5
道路貨物運送業	36.2%	13.8%	13.0%	23.5%	13.5%	48.5%	23.5%	11.9%	12.1%	4.0%	22.0
各種商品卸売業	68.0%	18.6%	5.8%	6.4%	1.2%	81.7%	12.5%	3.1%	2.2%	0.4%	7.6
飲食料品卸売業	68.4%	17.8%	6.3%	6.1%	1.4%	81.4%	13.3%	2.0%	2.3%	1.0%	8.4
広業	69.8%	12.4%	5.8%	7.9%	4.1%	80.6%	12.7%	3.9%	2.5%	0.7%	11.1
その他の事業サービス業	46.0%	16.2%	11.6%	18.3%	7.9%	67.6%	21.6%	6.6%	3.9%	0.4%	26.9
各種商品小売業	-	-	-	-	-	85.9%	12.5%	1.2%	0.4%	0.0%	-
飲食料品小売業	-	-	-	-	-	85.0%	10.6%	2.7%	0.6%	1.2%	-
上記業種合計	57.2%	18.4%	9.6%	10.4%	4.4%	79.9%	14.6%	2.9%	1.8%	0.7%	18.9

資料出所：公正取引委員会

(独占禁止法に基づく事業者名の公表)

- * 価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くなどの行為が複数の受注企業から指摘され、事業活動への影響が大きい取引先として独占禁止法第43条の規定に基づき企業名を公表しました。
- * 多数の取引の相手方に対して行っている事案又は過去に繰り返し行っている事案については、独占禁止法に基づき事業者名を公表する方針を「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(2022年10月28日閣議決定)で示しています。

(2) 中小企業等の賃上げの環境整備

① 中小企業等が価格転嫁しやすい環境の実現

賃上げの促進と併せて、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコスト上昇分の適切な価格転嫁に向けた環境整備を進める。

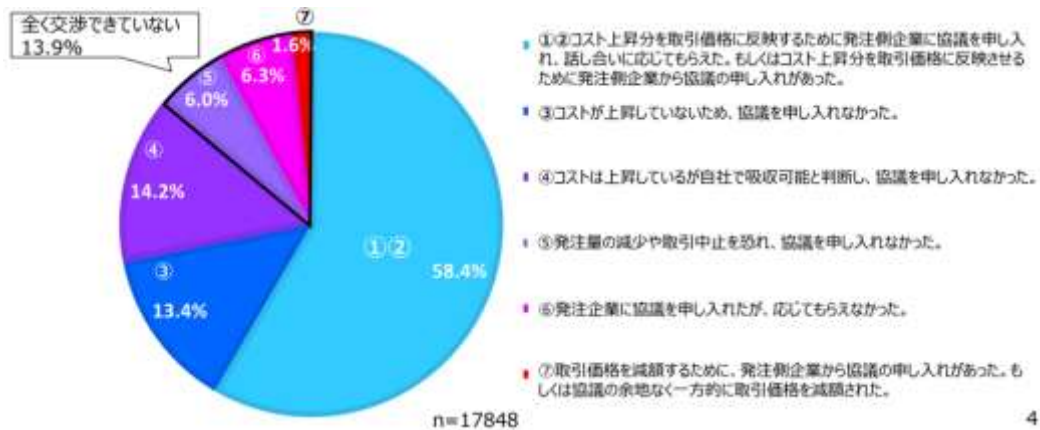
具体的には、公正取引委員会等の執行体制を強化するとともに、転嫁拒否行為を行っている事業者に関して、独占禁止法に基づき企業名を公表する。また、独占禁止法や下請代金法上問題となる事案については、命令・警告・勧告など、これまで以上に厳正な執行を行う。また、価格交渉促進月間に基づく親事業者への指導・助言の更なる実施とその実効性を高めるための踏み込んだ情報開示とともに、パートナーシップ構築宣言の推進や中小企業・小規模事業者の価格交渉力強化等に取り組む。

(価格交渉促進月間(2022年9月)フォローアップ調査)

- * 中小企業庁は、9月の価格交渉促進月間フォローアップ調査を実施しました。15万社に対してアンケートを実施、また下請Gメンによるヒアリング調査を実施しています。アンケートでは、15,195社から回答があり、発注側企業数は延べ17,848社となりました。また、下請Gメンのヒアリングは、約1,777社となっています。
- * 直近6カ月間の価格交渉の状況をみると、「話し合いに応じてもらえた」と回答した割合は、約6割となっている一方、「全く交渉できていない」とする回答も、合計で約1割存在しています。受注側中小企業のコスト全体の上昇分に対して、発注側企業がどれだけ価格転嫁に応

じたかの割合を「価格転嫁率」として算出すると、46.9%となります。「全く価格転嫁できていない」とする回答は、約2割存在しています。コスト要素別にみると、原材料費は48.1%と比較的価格転嫁が進んでいる一方、労務費は32.9%。エネルギーコストは29.9%となっており、価格転嫁が厳しい状況にあります。

資料27 直近6カ月間における発注側企業との価格交渉の協議状況



直近6カ月間の全般的なコスト上昇分のうち、価格に転嫁できた割合



資料出所：公正取引委員会

* 価格交渉状況の業種別ランキング（価格交渉に応じた業種）をみると、機械金属業種では、造船が4位、機械製造5位、電機・情報通信機器10位、建材・住宅設備11位、金属12位、自動車・自動車部品17位となっています。

(下請Gメンヒアリングの結果)

* 下請けGメンのヒアリング結果で、価格改定が進んでいる例をみると、情勢認識が共有されている場合に価格交渉しやすくなっています。一方、価格交渉がうまくいっていない例では、取引先からの圧力が強く交渉しにくいなどの状況が見られ、特に、将来の取引に影響することを心配して価格交渉に強く臨めていない状況となっています。

（「2023年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の策定）

* 公正取引委員会は、2023年3月に「2023年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、

- ・発注者からの積極的な価格転嫁に向けた協議が重要であることなどを改めて周知徹底
- ・緊急調査のフォローアップを含む転嫁円滑化に向けた更なる調査を実施

するほか、重点的な立ち入り調査の実施など執行強化を進め、独占禁止法又は下請法に違反する事案については、より積極的かつ厳正に対処していくこととしています。

* 公正取引委員会ウェブサイトの「独占禁止法Q&A」においては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、下請法上の買ったとき又は独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがあり、下記の①及び②の2つの行為がこれに該当することを明確化しています。

① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引き上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

「アクションプラン」では、現下のような労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの急激な上昇という経済環境においては、

- ・受注者からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくこと
- ・受注者からの取引価格引き上げの要請を受け入れない場合であっても、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等の形に残る方法で行うこと

が発注者に求められていることを明確化したものであるとしています。

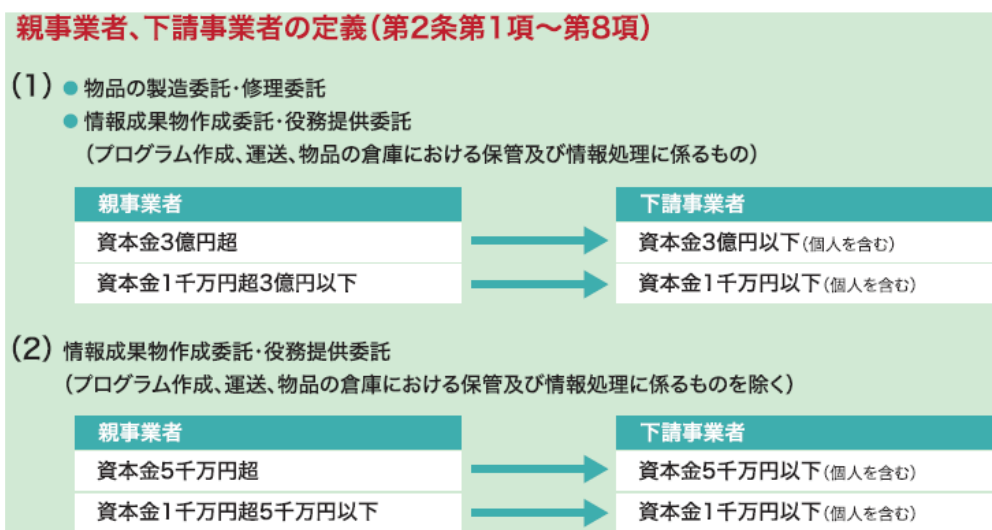
（優越的地位の濫用規制と下請法の問題点）

* 大企業と中小企業、セットメーカーとサプライヤーとの間における取引の適正化に関しては、一般法として独占禁止法において優越的地位の濫用規制が設けられ、その中でとくに下請取引における下請事業者の利益保護については、特別法として下請法が制定されています。下請法は、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託を対象に、親事業者と下請事業者を資本金区分により判断し、親事業者による受領拒否、下請代金の支払遅延・減額、返品、買ったときなどの行為を規制することにより、下請取引を公正にし、下請事業者の利益を保護しようとするものです。

* 下請法の対象となる下請取引は、物品の製造委託・修理委託の場合、資本金3億円超の親事業者と資本金3億円以下の下請事業者の取引、資本金1千万円超3億円以下の親事業者と資本金1千万円以下の下請事業者の取引に限られています。親事業者の資本金が1,100万円の場合は、資本金1千万円の下請事業者との取引も対象となりますが、親事業者が3億円の場合、下請事業者が1,100万円だと対象にならないなど、バランスを欠いたものとなっています。

*もともと下請関係は企業規模とは関係がなく、下請事業者のほうが親事業者よりも規模が大きい場合もあります。本来、このような取引も下請法の対象とすべきですが、下請法では、一般法である独占禁止法で必要とされる親事業者の「優越的地位」の立証の代わりに、資本金要件を設けているとの説明がなされています。しかしながら、下請事業者側に私的独占やカルテルなどがある場合以外は親事業者側が優越的地位にある、と推定すれば済むことではないかと思われまます。

資料28 下請法の対象となる取引は事業者の資本規模と取引の内容で定義



資料出所：下請代金支払遅延等防止法ガイドブック

*下請法では、親事業者の発注書面交付義務や書類保存義務といった手続規定に違反した場合には、刑事罰（罰金）が設けられていますが、受領拒否、下請代金の支払遅延・減額、返品、買ったたきなどといった実体規定の違反については、原状回復を求め、勧告・公表が行われるだけで、抑止効果はきわめて限定的です。こうした法の制度設計は、大変奇妙なもののように思われます。支払遅延や買ったたきなどの行為は、書面の交付義務違反より軽い、という誤ったメッセージを伝えることになりかねません。

(優越的地位の濫用規制の課徴金)

*独占禁止法の優越的地位の濫用規制における課徴金が唯一、違反事業者に対して課される金銭的不利益ということになりますが、カルテルなどの場合には、課徴金は対象商品の売上額などの10%に及ぶのに対し、優越的地位の濫用の場合には、当該行為の相手方からの購入額の1%に過ぎません。2019年の独占禁止法改正により、課徴金の算定基礎となる購入額の算定期間が最長3年から10年に延長されているものの、優越的地位の濫用に関する算定率の引き上げは行われていません。優越的地位の濫用で得られる利益が少なくとも取引額の数%以上には及ぶと想定すれば、あまりにも過少であり、抑止力は期待できないと判断せざるをえません。また「その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない」とされており、課徴金が100万円未満、すなわち購入額1億円未満の取引については課されないということであれば、小規模な下請事業者に対しては、親事業者が何をしても実質的な制裁手段がないということになります。

資料29 課徴金の算定率

不当な取引制限	支配型私的独占	排除型私的独占	共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束	優越的地位の濫用
10% (4%)	10%	6%	3%	1%

() 内は違反事業者及びそのグループ会社が全て中小企業の場合

* 優越的地位の濫用規制に関する課徴金の事例を見ると、2010年の制度発足以来、これまで5件の適用例しかなく、また、すべて小売業による納入業者に対する優越的地位の濫用となっています。課徴金10億円以上のものは、すべて従業員の派遣がからんでおり、そのために大口の納入業者が網羅的に対象とされ、課徴金が高額になっているものと推測されます。

資料30 優越的地位の濫用に関する審査事件の処理

項目	(件)											
	2010年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
相談	631	687	680	471	395	434	451	563	594	1104	1219	1188
審査事件	81	59	61	59	52	51	50	49	58	32	50	46
注意	55	52	57	58	49	51	48	49	56	29	47	46
排除措置命令	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課徴金納付命令	0	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	小売業	小売業 2.2億円 小売業 3.7億円 小売業40.5億円		小売業12.9億円	小売業12.7億円							

資料出所：公正取引委員会資料より金属労協政策企画局で作成。

資料31 注意の対象となった行為の業種・行為類型別分類

業種	件数	行為類型
農業	1	その他の不公正取引
漁業（水産養殖業を除く）	1	その他の拘束・排他条件付取引
総合工事業	2	優越的地位濫用、その他
食料品製造業	3	私的独占、再販売価格の拘束、その他
飲料・たばこ・飼料製造業	1	その他の拘束・排他条件付取引
化学工業	1	再販売価格の拘束
窯業・土石製品製造業	2	優越的地位濫用
その他の製造業	3	再販売価格の拘束、不当廉売
道路旅客運送業	1	その他
道路貨物運送業	1	優越的地位濫用
水運業	1	価格カルテル
繊維・衣服等卸売業	1	価格カルテル
飲食物品卸売業	6	優越的地位濫用、不当廉売
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	2	優越的地位濫用
機械器具卸売業	1	優越的地位濫用
その他の卸売業	4	再販売価格の拘束、その他の拘束・排他条件付取引、優越的地位濫用
各種商品小売業	1	優越的地位濫用
織物・衣服・身の回り品小売業	1	優越的地位濫用
飲食物品小売業	1	優越的地位濫用
機械器具小売業	1	優越的地位濫用
その他の小売業	32	価格カルテル、再販売価格の拘束、優越的地位濫用、不当廉売
物品賃貸業	6	優越的地位濫用
宿泊業	2	優越的地位濫用
その他の生活関連サービス業	1	優越的地位濫用
その他の教育、学習支援業	1	その他の拘束・排他条件付取引
協同組合（他に分類されないもの）	12	その他の拘束・排他条件付取引、優越的地位濫用、その他
政治・経済・文化団体	3	価格カルテル、その他

(注) 1. 業種は、「日本標準産業分類」を参考にしている。

2. 資料出所：公正取引委員会

（プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備の動向）

*2022年6月、公正取引委員会は「デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進に向けて一アドボカシーとエンフォースメントの連携・強化」を発表しました。ここ数年、公正取引委員会は、寡占化が進むデジタルプラットフォーム事業者に対する取り組みを強化してきましたが、厳正かつ的確な法執行（エンフォースメント）と取引慣行の改善や規制・制度の見直しを提言する唱導（アドボカシー）に「車の両輪」として取り組み、デジタル化等経済社会の変化への対応を強化する方針を改めて打ち出したものです。このことは、公正取引委員会が、急成長するデジタル分野を「取引慣行や規制により競争が働いていない分野」ととらえ、自ら取引実態の把握に努め、課題があれば「優越的地位の濫用」の適用を含め解決を働きかける必要性を認めていることに外なりません。一方、製造業においても、スマートフォンなど製品によっては海外メーカーによる寡占化が進み、部品などのサプライヤーに対する強圧的な姿勢が問題視されています。デジタル分野同様、製造業に対する海外企業との取引における「優越的地位の濫用規制」の適用を強化していく必要があります。

2. 適正取引ルールの周知と適正な価格転嫁の世論形成

（下請ガイドラインや自主行動計画などの周知徹底）

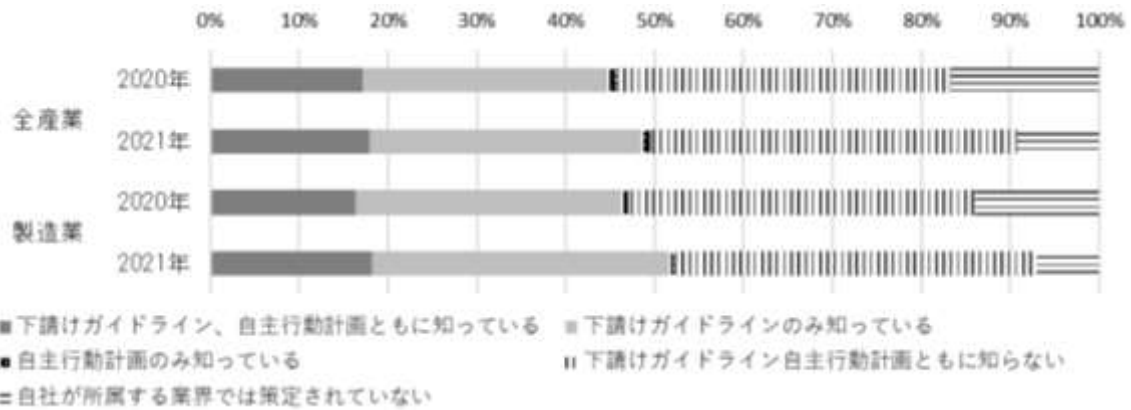
*公正な取引を競争力強化につなげるべく、業界団体による自主行動計画、中小企業庁の下請ガイドラインやパートナーシップ構築宣言、経団連などの共同宣言などが策定されていますが、まだまだ実態が追い付いていません。

「2021年度取引条件改善状況調査（2022年4月）」で、下請ガイドライン、自主行動計画の認知状況をみると、製造業の受注側企業のうち、

- ・「下請ガイドライン、自主行動計画ともに知っている」は18.2%
- ・「下請けガイドラインのみ知っている」は33.5%
- ・「自主行動計画のみ知っている」は0.7%
- ・「下請けガイドライン、自主行動計画ともに知らない」は33.5%
- ・「自社が所属する業界では策定されていない」が7.1%
- ・「下請Gメンを知らない」が約61%

などとなっており、いずれかを知っている企業は半数程度にとどまっています。このため、一層の周知徹底が不可欠となっています。

資料32 下請ガイドライン自主行動計画の認知状況



資料出所：2021年度取引条件改善状況調査結果概要（2022年4月中小企業庁）

*また、中小企業庁の「新しい型取引のルール」では、型の保管費用は発注者が負担することになっているにもかかわらず、同じく中小企業庁が進めている「パートナーシップ構築宣言」のひな型では、「下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません」とされています。制度上は発注者の負担なのに、下請事業者が自主的に負担するという構図こそ、まさに優越的地位の濫用問題の本質であり、こうした齟齬を解消するとともに、さまざまな規制、行動ルールを項目ごとに整理したガイドブックを作成し、一冊をチェックすることによって、すべてを遵守できるようにすることが重要です。

3. 足元での原材料等価格高騰への対応

*エネルギー、原材料価格等の高騰に対して、政府は、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ（2021年12月）」等に基づき、中小企業等が賃金引き上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を進めており、原材料費の価格については前進も見られるものの、十分な価格転嫁ができていない状況にあります。とりわけ、製品あたりの根拠を明確に示すことが困難な労務費、エネルギーコストや副資材等では、十分な価格転嫁が進んでいません。客観的・合理的な根拠の示し方を例示するなど、価格転嫁の交渉を支援していくことが必要です。

資料33 格転嫁の交渉事例

交渉の
背景・
ポイント

- 原材料の**値上げの状況を見据えて**、営業部門が**交渉の準備**
- 製品重量で**係数を定めてリストを作成**
※電気、ガスの変動単価を重量で決定

重量	×	電気変動 (製品ごとの係数)	=	電気変動 単価
----	---	-------------------	---	------------

パーツ納入 単価(円)	品目 クラス	量産数量	重量(kg)	電気変動 (円/kg)	電気変動 単価(円)	ガス変動 (円/kg)	ガス変動 単価(円)	変動単価 合計
890.81	4	6,846	0.25	0.68	0.17	0.00	0.00	0.17
366.5	4	6,952	0.25	6.02	1.51	3.65	0.91	2.42
1,166.98	4	1,508	0.72	0.86	0.62	0.00	0.00	0.62
461.58	4	1,508	0.53	8.59	4.55	7.47	3.96	8.51
254.39	4	1,508	0.19	8.59	1.64	7.47	1.43	3.07
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

資料出所：JAM「価値を認め合う社会へ取り組み事例集」

(下請中小企業振興法「振興基準」改定)

* 下請中小企業振興法「振興基準」の2022年度の改定では、少なくとも年に1回以上の価格協議を行うこととされました。「対価の決定の方法の改善」では、「労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合又は発注内容を変更した場合」と具体的に示されています。しかしながら、例示されていない副資材については根拠が明らかでないために価格転嫁が困難な状況もみられます。

資料34 下請中小企業振興法「振興基準」改定（2022年度）

【改定による主な新規追加事項】（親事業者が求められる取組の内容）

1) 価格交渉・価格転嫁

- ① 毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉え、少なくとも**年に1回以上の価格協議**を行うこと
- ② 労務費、原材料費、エネルギー価格等が上昇した**下請事業者からの申出があった場合、遅滞なく協議**を行うこと
- ③ 下請事業者における**賃金の引上げが可能となるよう、十分に協議して取引対価を決定**すること

2) 支払方法・約束手形

- ① 下請代金は、物品等の受領日から起算して**60日以内において定める支払期日までに支払う**こと
- ② 令和8(2026)年の約束手形の利用廃止に向け、**できる限り、約束手形を利用せず**、また現金払いを行うこと

3) パートナーシップ構築宣言

- ① **パートナーシップ構築宣言を行い**、定期的に見直すこと。また、**社内担当者・取引先に宣言を浸透**させること

4) 知財取引・その他

- ① 下請事業者の**秘密情報（ノウハウ含む）の提供や開示を強要しない**こと
- ② 下請事業者の直接的な利益に十分に配慮した協議や書面等での合意を行わずに、**協賛金、協力金等を要請しない**こと
- ③ 取引上の交渉の際に、**威圧的な言動による交渉を行わない**こと

➡ 改定した「振興基準」は、**業界団体の「自主行動計画」の改定**や、**個社への「指導・助言」**に活用(7月29日施行)

資料出所：中小企業庁

金属労協「産業政策要求」継続課題

2023年3月27日 金属労協政策企画局

項 目	内 容	特記事項
I. 成長戦略		
<p>1-01 2021 (成長戦略) DX、新冷戦、カーボンニュートラルに対応する今後の成長戦略策定</p>	<p>○わが国の成長戦略を策定するに際し、わが国として長期的にめざしていく姿、たとえば国際社会において「2050年の日本」がどのような立ち位置をめざしていくのか、産業の健全な発展とそれを通じた国民生活の向上のあり様について、国民一人あたり、就業者一人あたりのGDPや賃金水準、生活水準などの数値目標も掲げながら、政府として明確に提示していくこと。</p> <p>○国民のかなりがワクチンを接種し、新型コロナに対する集団免疫が実現した段階以降における成長戦略には、次のような課題に対する施策を盛り込んでいくこと。</p> <p>①産業活動のみならず国民生活、行政サービスなど、あらゆる局面におけるDXの全面的かつ迅速な推進を促す。DXの推進によるリモートワークやオンライン教育、遠隔医療の活用拡大、交通網整備、自然災害防止、および地域におけるDXの基盤整備などを通じて、東京一極集中の是正を図る。</p> <p>②分配構造の転換を通じた企業の利益構造の転換を図る。高付加価値・高利益・高賃金をめざした企業行動への転換を促す。</p> <p>③わが国の産業・企業の国際競争力と将来にわたる経済力を決定づける、いわばわが国の命運を握る科学技術課題については、カーボンニュートラル以外の分野に関しても、以下のような施策を講じていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府としてグロースアップし、国民的課題として設定し、グローバルな開発競争に打ち勝つ野心的かつ具体的な目標、開発スケジュールを産学官で共有する。 ・目標、開発スケジュールを設定する場合には、政府として独自に情報収集しながら、わが国における開発状況や現時点での実現可能性ではなく、グローバルな開発競争の状況を踏まえた上で設定する。 ・目標達成に挑戦することをコミットした企業に対しては、「グリーンイノベーション基金」と同様に、技術開発から実証・社会実装まで一気通貫で支援する基金を創設するなど、支援策、環境整備を強力に進める。 <p>④新冷戦の下で、グローバル市場、とりわけ「自由で開かれた」市場において、日本企業が研究開発、および素材・部品・最終製品供給の両面で主導的な役割を取り戻していくことができるよう、政府として、関連情報の共有化や、国内・東南アジアなどにおける投資優遇措置の強化に努める。</p> <p>⑤サイバーセキュリティに関して、米・英・加・豪・NZなど「自由で開かれた」国々との共通基盤を確立する。</p>	<p>◇デジタル庁設置(2021年9月)</p> <p>◇経済安全保障の強化推進の観点から、研究開発支援を拡充</p>
<p>1-02 中期 (企業行動・成果配分) 国連「持続可能な開発目標(SDGs)」達成に向けた施策の推進</p>	<p>政府が作成している「持続可能な開発目標(SDGs)を達成するための具体的施策(付表)」に関しては、政府の推進している施策が、国連のSDGsのどの目標・ターゲットに該当するかではなく、SDGsがめざす17の目標、169のターゲット一つひとつについて、達成の状況、政府の施策の有無、施策の内容を示すことにより、わが国として未達成・未着手の部分の明確にし、その上で当面、「優先課題」に取り組んでいくこと。</p>	<p>—</p>
<p>1-03 2021 (企業行動・成果配分) 従業員重視・ステークホルダー重視による高付加価値・高利益・高賃金のビジネスモデルへの転換、長期的利益・持続的発展を追求する企業行動の促進</p>	<p>○米国の経営者団体ビジネス・ラウンドテーブルが2019年8月に発表した「企業の目的に関する声明」、2020年1月の世界経済フォーラムにおける「ダボス・マニフェスト2020」などを踏まえ、企業に対し、従業員重視・ステークホルダー重視により、長期的利益・持続的発展を追求する企業行動を促進するため、政府・企業・働く者の総意による国家的レポートを策定すること。</p> <p>○レポートの策定に際しては、ミクロ経済学や会計学の専門家、経営・人材コンサルタントなどにとらわれず、労使、および経営学、産業社会学、労働経済学、CSRなどの専門家の知見を活用し、以下のような観点に関し、とくに検討を深めていくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生産性運動三原則(①雇用の維持・拡大、②労使の協力と協議、③成果の公正な分配)」の実践。とりわけ「成果の公正な分配」としてのマクロ経済の状況を反映した働く者への成果配分。 ・バリューチェーンにおける付加価値の適正な配分。 ・地域において、産業ごとの労使合意により、地域別最低賃金を上回る、かつ企業別最低賃金を踏まえた最低賃金を設定することによって、労使交渉で決定された賃金水準を未組織労働者にも波及させ、同一価値労働同一賃金、賃金の企業規模間格差是正をめざし、あわせて、産業界における公正な市場競争、産業の魅力の向上、持続可能性の確保を図る「特定最低賃金」の維持・発展。 ・企業の収益(売上高+営業外収益)や売上高のうち、どれだけ企業が外部(取引先)などに支出されたか、その残余部分である付加価値がどのようにステークホルダー(従業員、役員、株主、政府、地域、環境、内部留保、その他)に配分されたかを数値として具体的に算出し、公表する「CSR会計」の活用。 	<p>◇「新しい資本主義実現本部」設置(2021年10月)、「緊急提言」(2021年11月8日)</p>

項 目	内 容	特記事項
1-04 2019 (企業行動・成果配分) 労働CSRの推進	○「労働CSR」の取り組み再構築を図るべく、研究会などにおいて検討を進めること。	—
1-05 2019 (企業行動・成果配分) 労働法令の遵守徹底	<p>○法令に努力義務規定が設けられている場合、大手企業や優良企業ではこれが実践されるよう、また、法令の適用について猶予措置が設けられている場合も、速やかに法令の求める内容が達成されるよう、働きかけていくこと。</p> <p>○中小企業に対する適用除外、猶予措置は本来、設けられるべきではないが、中小企業もできる限りこれを利用せず、速やかに法令の求める内容が達成されるよう、働きかけていくこと。</p> <p>○下記のような対応を産業・企業に働きかけることにより、フルタイムでの年間総実労働時間1,800時間をめざしていくこと。 ・週2日の週休日とともに、「国民の祝日に関する法律」に定められた休日を休日とする。 ・36協定の特別条項を常態化させない。 ・年次有給休暇を完全に取得させる。</p> <p>○企業の海外事業拠点において、現地の国内法令が中核的労働基準など確立された国際規範を満たしていない場合、確立された国際規範に従って行動するよう、働きかけていくこと。</p> <p>○働き方改革関連法への対応により、かえって働く者の賃金・労働諸条件が低下することにならないよう、厚生労働省として十分な実態の掌握に努め、必要な是正措置を講じていくこと。</p> <p>○各府省および地方自治体における障がい者の法定雇用率を遵守すること。各府省・地方自治体が2019年末までに法定雇用率を達成していく段階で、民間企業の障がい者雇用に対する影響に十分留意すること。</p>	—
1-06 中期 (企業行動・成果配分) 世界最高水準の安全衛生基準、作業基準の確立	わが国の安全衛生基準、作業基準を世界最高水準のものとするため、トップランナー方式によるチェックを行っていくこと。	—
1-07 2019 (企業行動・成果配分) 「生産性運動三原則」の具体化に向けた取り組み	○「生産性運動三原則」の具体化に向け、政労使で協議する枠組み、とりわけ主要な産業ごとに協議する枠組みを構築すること。	◇「新しい資本主義実現本部」設置(2021年10月)
1-08 2019 (企業行動・成果配分) 「同一価値労働同一賃金」を基本とした均等・均衡待遇実現	○特定最低賃金などの活用も図りながら、性別、年齢、働き方、雇用形態、グループ企業内など、あらゆる勤労者の間で、「同一価値労働同一賃金」を基本とした均等・均衡待遇を確立するための考え方を整理していくこと。	—
1-09 2019 (企業行動・成果配分) 非正規労働者の正社員転換の促進	<p>○「正社員転換・待遇改善実現プラン」については、不本意非正規労働者ゼロに向けて、さらに政策を強化していくこと。</p> <p>○その一環として、有期雇用労働者の無期転換に際しては、正社員への転換を促進していくこととし、とくに以下の点に留意すること。 ・厚生労働省の「有期契約労働者の円滑な無期転換のためのハンドブック」において、「雇用期間の変更：契約期間のみを変更する転換」を第一に掲げ、とりわけこの場合、「人件費アップにつながりません」としているのは、「正社員転換・待遇改善実現プラン」や「同一労働同一賃金ガイドライン」の趣旨と相容れないことから、見直しを行うこと。 ・厚生労働省のホームページにおける無期転換制度「導入企業事例」の紹介では、無限定正社員への転換制度のある好事例のみを紹介することとし、法対応に止まる事例は削除すること。</p>	—

項 目	内 容	特記事項
1-04 2019 (企業行動・成果配分) 労働CSRの推進	○「労働CSR」の取り組み再構築を図るべく、研究会などにおいて検討を進めること。	—
1-05 2019 (企業行動・成果配分) 労働法令の遵守徹底	<p>○法令に努力義務規定が設けられている場合、大手企業や優良企業ではこれが実践されるよう、また、法令の適用について猶予措置が設けられている場合も、速やかに法令の求める内容が達成されるよう、働きかけていくこと。</p> <p>○中小企業に対する適用除外、猶予措置は本来、設けられるべきではないが、中小企業もできる限りこれを利用せず、速やかに法令の求める内容が達成されるよう、働きかけていくこと。</p> <p>○下記のような対応を産業・企業に働きかけることにより、フルタイムでの年間総実労働時間1,800時間をめざしていくこと。 ・週2日の週休日とともに、「国民の祝日に関する法律」に定められた休日を休日とする。 ・36協定の特別条項を常態化させない。 ・年次有給休暇を完全に取得させる。</p> <p>○企業の海外事業拠点において、現地の国内法令が中核的労働基準など確立された国際規範を満たしていない場合、確立された国際規範に従って行動するよう、働きかけていくこと。</p> <p>○働き方改革関連法への対応により、かえって働く者の賃金・労働諸条件が低下することにならないよう、厚生労働省として十分な実態の把握に努め、必要な是正措置を講じていくこと。</p> <p>○各府省および地方自治体における障がい者の法定雇用率を遵守すること。各府省・地方自治体が2019年末までに法定雇用率を達成していく段階で、民間企業の障がい者雇用に対する影響に十分留意すること。</p>	—
1-06 中期 (企業行動・成果配分) 世界最高水準の安全衛生基準、作業基準の確立	わが国の安全衛生基準、作業基準を世界最高水準のものとするため、トップランナー方式によるチェックを行っていくこと。	—
1-07 2019 (企業行動・成果配分) 「生産性運動三原則」の具体化に向けた取り組み	○「生産性運動三原則」の具体化に向け、政労使で協議する枠組み、とりわけ主要な産業ごとに協議する枠組みを構築すること。	◇「新しい資本主義実現本部」設置(2021年10月)
1-08 2019 (企業行動・成果配分) 「同一価値労働同一賃金」を基本とした均等・均衡待遇実現	○特定最低賃金などの活用も図りながら、性別、年齢、働き方、雇用形態、グループ企業内など、あらゆる勤労者の間で、「同一価値労働同一賃金」を基本とした均等・均衡待遇を確立するための考え方を整理していくこと。	—
1-09 2019 (企業行動・成果配分) 非正規労働者の正社員転換の促進	<p>○「正社員転換・待遇改善実現プラン」については、不本意非正規労働者ゼロに向けて、さらに政策を強化していくこと。</p> <p>○その一環として、有期雇用労働者の無期転換に際しては、正社員への転換を促進していくこととし、とくに以下の点に留意すること。 ・厚生労働省の「有期契約労働者の円滑な無期転換のためのハンドブック」において、「雇用期間の変更：契約期間のみを変更する転換」を第一に掲げ、とりわけこの場合、「人件費アップにつながりません」としているのは、「正社員転換・待遇改善実現プラン」や「同一労働同一賃金ガイドライン」の趣旨と相容れないことから、見直しを行うこと。 ・厚生労働省のホームページにおける無期転換制度「導入企業事例」の紹介では、無限定正社員への転換制度のある好事例のみを紹介することとし、法対応に止まる事例は削除すること。</p>	—

項 目	内 容	特記事項
1-20 2019 (人材) 企業主導型保育事業 の持続可能性確保	<p>○「企業主導型保育事業」は、子ども・子育て支援において、すでに主要な役割を果たしており、引き続き予算の拡大を図ること。</p> <p>○企業主導型保育事業の運営については、保育事業者設置型の場合も含め、労働組合など従業員代表の参画を進めていくこと。</p>	—
1-21 中期 (人材) LGBTに関する対応 の強化	<p>人種、性別、出身国、年齢、障がい、性的指向・性自認などに関わりなく、誰もがいきいきと働くことのできる職場環境の整備に向けた取り組みを進めていくこと。</p> <p>LGBTに対する差別禁止の観点から、職場での対応について好事例を紹介し、政府として、ガイドラインの充実を図ること。</p>	—
1-22 中期 (人材) 障がい者雇用の拡大	<p>少なくとも法定の障がい者雇用率を達成し、さらに雇用の拡大を図るため、障がいの能力を発揮できる仕事の開発、職場への定着に向けた環境整備に関し、企業がきめ細かな助言を受けられる体制を整備すること。法定最低賃金の減額特例の適用が少なくなるよう、基準の厳格化と労働局による指導を強化すること。</p>	—
1-23 中期 (人材) 労働移動支援助成金 の再就職支援コース の廃止	<p>リストラ対象者の再就職支援を民間職業紹介業者に委託したり、リストラ対象者に求職活動のための休暇を付与したりする企業に助成を行う労働移動支援助成金・再就職支援コースは廃止し、求職活動支援は本人支援に限定すること。労働移動支援助成金のうち、雇い入れた企業に対する助成（早期雇入れ支援コース、人材育成支援コース、移籍人材育成支援コース、中途採用拡大コース）については、引き続き制度を維持しつつ、人手不足の状況下で、執行率については問題視しないようにすること。</p>	—
II. マクロ経済政策		
2-01 2021 (金融) 需要が供給を上回る 状態を維持するた めの消費者物価上 昇率目標の実現と、 為替レートの安定 に向けた適切な金 融政策	<p>○雇用の安定と働く者の継続的な生活向上を実現していくためには、需要と供給力の差を示すGDPギャップをプラス（需要超過・供給力不足）で維持することが不可欠であることから、消費者物価上昇率が速やかにマイナスの状態を脱し、2%程度の消費者物価上昇率目標を迅速に達成するよう、適切な金融政策を推進していくこと。</p> <p>○このため、量的金融緩和の縮小を行う場合には、決して急ぐことなく、慎重に進めていくこと。</p> <p>○金融機関が日本銀行に保有する日銀当座預金（日銀当預）の口座に止まっている資金が、円滑に市中に流れるよう、適切な施策を講ずること。</p> <p>○GDPギャップのマイナス（需要不足・供給力過剰）が継続している場合、購買力平価（1ドル＝100円程度）を上回る円高が進行した場合などには、迅速に量的金融緩和の再拡大を図ること。</p>	—
2-02 中期 (金融) 新興国などにお ける完全変動相 場制導入の促進	<p>経済力に見合った為替相場の実現、為替相場の安定、大規模な国際金融危機が発生した場合のショック緩和を図るため、中国・人民元など固定相場制や管理変動相場制を採用している新興国、発展途上国通貨の完全変動相場制への移行を促していくこと。</p>	—
2-03 2021 (財政健全化・行 革) マイナスシーリン グと行政事業レ ビューの徹底な による財政健全 化	<p>○パンデミックや大規模災害が今後も繰り返すことを織り込んだ上で、財政健全化計画を策定すること。財政健全化計画は、財政赤字、政府債務のなし崩し的な拡大を抑止する実効性あるものとする。</p> <p>○財政健全化計画に則り、各府省ごとにマイナスシーリングを設定することにより、行政事業レビューの徹底を促し、政府の無駄の根絶を図ること。</p> <p>○EBPM（証拠に基づく政策立案）を徹底するため、各府省が作成している「ロジックモデル」は行政事業レビューシートの中に織り込み、すべての事業について、めざしている成果目標（アウトカム）に対し、当該事業が有効であり、かつ、他のとりうる施策よりも効果が高いことを、少なくともロジカルに説明できるようにすること。</p> <p>○たとえば「ポストク1万人計画」のように、政策の基本的な方向性が適切でなかったことが明白となった場合には、これを糊塗するのではなく、迅速な方向転換を促す仕組みを設けること。</p> <p>○歳入に関しては、マイナンバー制度と消費税におけるインボイス導入を活用し、所得捕捉の徹底を図ること。</p>	—

項 目	内 容	特記事項
2-04 2021 (貿易) 「自由で開かれた」 国々における経済連 携強化	<p>○T P P 11については、米国に対し早期復帰を求めるとともに、英連邦諸国、インド太平洋諸国、ラテンアメリカ諸国、EUなどに対して、早期参加を働きかけていくこと。</p> <p>○T P P 11の一層の強化と参加国の拡大をめざし、 ・T P P 11のウイークポイントであるわが国の例外的に低い関税撤廃率を是正すべく、関税が残されている品目の将来的な撤廃に向け、国内での検討を積み重ねていくこと。 ・わが国としてT P P 協定第19.3条を遵守するため、ILO基本8条約中未批准2条約（強制労働の廃止に関する条約…第105号、雇用及び職業についての差別待遇に関する条約…第111号）の早期批准を行うこと。</p> <p>○R C E P（地域的な包括的経済連携協定）において定められた知的財産、電子商取引、競争、政府調達、紛争解決などのルールが、参加国において遵守されるよう、企業からの情報収集に努め、必要な場合には躊躇なく紛争解決手続きを進めること。</p> <p>○米国の自動車・自動車部品輸入関税に関しては、2019年12月に発効した日米貿易協定において、「撤廃に関して更に交渉する」と明記されているが、遅くともT P P 交渉において合意されたスケジュールで関税撤廃されるよう、米国との交渉を進めていくこと。</p> <p>○さまざまな国際ルールや基準の策定に際しては、日本の取り組みに対する諸外国の理解促進を図り、あわせて、共感し合える国々との連携強化を果たしていくことにより、議論をリードしていくこと。</p>	—
2-05 2020 (貿易) 安全保障貿易管理に おける判断の明確化	<p>○わが国における安全保障貿易管理については、企業が認識しないまま違反に問われることがないように、また企業活動が委縮することのないよう、可能な限り明確化を図ること。 ・リスト規制の対象品目に関しては、一般的に使用されている名称を併記、または例示すること。 ・キャッチオール規制において輸出者に委ねられている判断（輸入先等において大量破壊兵器等の開発等に用いられるか否か、輸入者・需要者が大量破壊兵器等の開発等を行う（行っていた）か否か）については、可能な限り経済産業大臣が判断を行っていくこと。</p>	—
Ⅲ. D X 政策		
3-01 2022 (D X) 将来のD X 人材の育成	<p>○「G I G A スクール構想」を実現する中で、現職教員のITスキル向上に向けて、教員全員を対象とした外部講師による研修を継続的に実施すること。</p>	—
3-02 2022 (D X) 中小企業に おけるD Xの展開促 進	<p>○D X 投資促進税制について、その要件となっている「D X 認定」に関し、中小企業をはじめとする企業の負担軽減を図ること。 <具体的施策例> ・「D X 認定」における「標準処理期間」（60日）を短縮する。 ・「D X 認定」の取得については、まず「認定申請書」の審査によって「仮認定」を行い、これをもって「D X 投資促進税制」の「D X 認定」の取得要件を当面満たすこととし、一定期間の経過後、改めて公表ホームページなどの審査を行って、「本認定」としていく。</p> <p>○中小企業に対してものづくり補助金、IT導入補助金、持続可補助金を支給するとともに、相談対応、ハンズオン支援などを行う「中小企業生産性革命推進事業」について、長期的・安定的に予算を確保すること。</p>	—
3-03 2022 (D X) 企業間における電子 商取引規格の統一化	<p>○バリューチェーンにおける電子商取引システムについては、現状では、取引先企業ごとに異なるシステムへの対応を余儀なくされていることから、汎用性も考慮しつつ、統一プラットフォームの構築を促進すること。</p>	—
3-04 2022 (D X) サイバーセキュリ ティの強化	<p>○米・英・加・豪・NZと適合する国際標準のサイバーセキュリティ対策を早期に導入すること。 <具体的施策例> ・クラウドサービスに関するISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）の民間における活用を促進する。 ・企業に対し、N I S T（米国国立標準技術研究所）が定めるサイバーセキュリティの技術規格であるSPシリーズへの準拠の徹底を促す。 ・民間企業の開発する情報機器に対し、国の機関によるハッキングチェックの実施体制を確立する。 ・情報機器の脆弱性情報を政府として収集するとともに、脆弱性情報にアクセスできる人材の資格制度であるSC（セキュリティ・クリアランス）制度を導入し、米・英・加・豪・NZなどとの相互認証を図る。</p>	—

項 目	内 容	特記事項
3-05 2022 (DX) マイナンバーの活用 促進	<p>○「国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン」に基づき、わが国全体としてのデジタル化・DXの共通基盤を確立する中で、民間を含めたマイナンバーの正しい理解促進と活用拡大を図ることに加え、インフラ環境の整備を進めること。</p> <p><具体的施策例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーについては、社会保障、税、災害対策の分野に限らず、教育、企業支援なども含め、行政（国・地方自治体）の実施するあらゆる対民間（国民・住民・企業）サービス・支援の提供や効果の検証において活用が図られるようにし、分野横断的な情報の突き合わせを行うことにより、行政の迅速かつ公正な事務処理を進めていく。 ・たとえば、企業や個人が国・地方自治体から支援を受けようとする際に提出する情報については、税の申告をはじめ、すでに国・地方自治体の諸機関に提出している情報が共通して活用されるようにする。 ・マイナンバーを通じた行政における情報共有化の拡大と、国民・住民のマイナンバーカードの積極的な活用を促すため、個人情報保護に関する国民の不安が払しょくされるよう、セキュリティ対策に関する理解促進活動を強化すること。 	—
3-06 2022 (DX) 行政のデジタル化推 進	<p>○2025年を目標として推進されている押印・書面・対面原則の見直しについて、内容の前進を図るとともに、地方自治体に対し、同様のスケジュールで一体的な対応を求めること。</p> <p><具体的施策例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル社会形成整備法において、引き続き書面を原則としつつ、電磁的方法を可能としているものについて、電磁的方法を原則、書面を例外とするよう改正する。 	—
3-07 2019 (DX) 次世代モビリティの 開発加速化のための 取り組み強化	<p>○「ロードマップ」において、「2030年に向けた重要目標達成指標」として「設定する方向で検討する」とされている以下の目標については、ベンチマークとする各国の数値との比較を通じて、わが国の進捗状況を確認するためにも、迅速に設定していくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故の削減 ・交通渋滞の緩和 ・物流交通の効率化 ・高齢者等の移動支援 ・自動運転システムの普及 ・車両生産・輸出 ・インフラ輸出 <p>○海外の企業や政府における自動運転の開発目標・ロードマップ、実際の自動運転技術の開発状況、法令や関連諸制度およびインフラなどに関する検討・整備状況などに関して、最新の情報の入手に努め、その共有化を図ること。それらの情報をもとに、世界標準に沿った法令、関連諸制度、インフラなどの整備を海外に後れをとることなく迅速に行っていくこと。</p>	—
IV. カーボンニュートラル政策		
4-01 2020 (カーボンニュートラル) グローバルな環境問 題解決への貢献	<p>○わが国の優れた低炭素技術、製品、システム、サービス、インフラについて、途上国に対しODAによる無償供与を行っていくこと。</p> <p>○これまで、温室効果ガスや代替フロンなどグローバルな環境規制について、先進国、新興国、途上国において異なる取り扱いが行われてきたが、将来的に設けられる規制については、内容、スケジュールが共通化され、あまねく遵守されるよう、わが国として必要な貢献を行っていくこと。</p>	—
4-02 中期 (カーボンニュートラル) 「サマータイム制 度」の早期導入に向 けた検討	<p>政府は2015年に「ゆう活」に取り組み、アンケート調査を実施した国家公務員については、ワーク・ライフ・バランスに関する意識の変化など、成果が見られるところとなっている。さらに「ゆう活」の定着・拡大を図り、その効果について精査を行っていくこと。その上で、涼しい朝と明るい夕方を活用した省エネの実現、CO₂排出削減につながるとともに、健康的な生活習慣づくりに寄与し、家庭生活・地域活動の充実など、ワーク・ライフ・バランスの確立が期待できる「サマータイム制度」の早期導入に関し、検討を進めていくこと。</p>	—
4-03 2019 (廃棄物) 超高齢社会を見据え たソーティングセン ターを軸とする循環 型社会の検討	<p>「高齢化社会に対応した廃棄物処理体制構築」の検討において、一括収集と大規模機械選別を組み合わせるソーティングセンターのシステムについて、実証的な検討を行っていくこと。</p>	—
V. バリューチェーン政策		
5-01 2022 (独占禁止法、下請 法の強化)	<p>○独占禁止法における優越的地位の濫用規制の位置づけを高めていくこと。</p> <p><具体的施策例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・EU法などを踏まえ、例えば独占禁止法を「競争制限」の禁止、「優越的地位の濫用」の禁止、「企業結合」の規制、という3本柱に再編成する。 	—

項 目	内 容	特記事項
5-02 2021 (生産性向上) 生産性向上の促進をはじめとする部品企業、中小企業支援	<p>○部品企業におけるカイゼン活動の徹底のため、自治体に対して、 ・部品企業でカイゼン指導を行うカイゼンインストラクター、カイゼンリーダーを養成するスクールの設置・運営。 ・カイゼンインストラクターを部品企業に派遣する仕組みの創設・運営。 を支援する制度を設けること。</p> <p>○鋳造・鍛造部門では、中小企業を中心にロボット化、自動化、最新設備への更新などが進みにくい状況が見られることから、生産性の向上に向け、あわせて労働災害の根絶を図る観点からも、設備更新の支援策を創設すること。</p> <p>○『2020年度版中小企業施策利用ガイドブック』によれば、事業者向け補助金・助成金として主なものだけでも59の制度があるが、 ・類似の補助金・助成金制度を整理することにより、中小企業にとって制度のわかりやすさの向上を図る。 ・利用手続きの統一化や、利用する制度ごとに書類を提出することによる提出書類の重複の解消により、中小企業の負担軽減を図る。 ため、これらをひとつの制度として一本化し、その中で、支給目的ごとに支給要件、支援内容、提出書類、報告事項などを整理していくこと。</p>	—
5-03 2020 (生産性向上) 中小企業における生産性向上の促進と従業員への成果配分支援	<p>○現行2020年度までとなっている所得拡大促進税制については、継続していくこと。なお、厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」において、企業にとって原則的には内転原資である定期昇給率が1.7%程度となっていることを踏まえ、継続雇用者給与等支給額が少なくとも「1.7%プラス過年度消費者物価上昇率」を超えて増額となっている企業を対象とすること。</p>	◇2022年度税制改正で、より高い賃上げを促進するものに方向転換
5-04 2019 (事業承継) 「事業引継ぎ支援センター」の活動の拡大	<p>○事業引継ぎ支援センターにおいて、人材を採用し、人材を引き留めるために必要な資金・労働諸条件の確保が不可能な状況にある企業についても、従業員への承継、親事業者との統合、バリューチェーン内における同業他社との統合など、事業引継ぎ支援を行っていくこと。</p> <p>○事業引継ぎ支援センターでは、事業引継ぎ後、労働者の団結権・結社の自由の侵害や、資金・労働諸条件の引き下げが見られた場合について、情報の共有化を図ること。</p>	—
5-05 2019 (技能五輪) 中小企業に対する技能五輪参加支援	<p>○中小企業で働く者や学生が技能五輪国際大会、技能五輪全国大会で優秀な成績を収めた場合に報奨金、奨学金を提供するなど、挑戦しようとする者の裾野の拡大を図ること。</p> <p>○職業能力開発総合大学校の実施する「技能五輪大会等関係者育成のための研修コース」について、定員の拡大や費用の公費負担など、その拡充を図ること。</p>	—
VI. 国際労働政策		
6-01 2021 (CLS) 国内外における中核的労働基準の確立	<p>○ILO基本8条約中未批准2条約（強制労働の廃止に関する条約…第105号、雇用及び職業についての差別待遇に関する条約…第111号）のうち、第105号に関しては、国家公務員法、地方公務員法の罰則規定の改正後ただちに批准を行うこと。第111号については、ただちに批准を行い、その後、公務員の政治活動の規制のあり方に関して検討を進め、必要な改善を行っていくこと。</p> <p>○「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」を参考に、日本版ガイダンスを作成すること。新興国、途上国では、中核的労働基準が遵守されない状況も見られることから、海外事業拠点を有する企業に対し、人権デュー・ディリジェンスの義務化を図ること。</p> <p>○公労使およびILOなどが参画し、日本企業の海外事業拠点における建設的な労使関係構築に向けた「海外事業拠点労使関係ガイドライン」を策定すること。ガイドラインでは、企業に対し、中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除）の厳守を促すこと。</p>	<p>◇「強制労働の廃止に関する条約（第百五号）の締結のための関係法律の整備に関する法律案」可決・成立。（2021年6月9日）</p> <p>◇「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（2022年9月）策定</p>

項 目	内 容	特記事項
6-02 2019 (CLS) 中核的労働基準遵守 の促進	<p>○新規に海外で事業展開を図ろうとする企業に対し、海外事業拠点での中核的労働基準遵守について、とくに注意を喚起すること。</p> <p>○在外公館においても、現地日系企業に関する情報収集、日系企業に対する情報提供に努めること。</p> <p>○日系企業に関し、OECD多国籍企業ガイドライン違反として、現地の労働組合から日本のNCP（ナショナル・コンタクト・ポイント＝各国連絡窓口）に個別事例の提起があった場合には、1年以内の解決という規定を踏まえ、現地裁判の動向に関わらず迅速な対応を行うこと。</p> <p>○CSRでは、多国籍企業はILO基本8条約など国際的に確立された規範の遵守が求められているが、労働者の組合非加入の権利は国際規範としてみなされておらず、ユニオンショップが有効かどうかは、ILOが各国国内法の判断に委ねており、かつわが国においては、ユニオンショップが合法とされていることから、ユニオンショップはCSRに抵触しないことについて、政府として業界団体などへの周知を図っていくこと。</p> <p>○国際連合が2011年に策定した「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく「ビジネスと人権に関する国別行動計画（NAP）」を早急に策定し、G20ハンプブルク首脳宣言において奨励されている国際枠組み協約＝グローバル枠組み協定（GFA）を推奨していくこと。</p>	<p>◇「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020－2025）」策定（2020年10月16日）</p>
6-03 2021 (外国人材) 外国人技能実習制度、特定技能制度の 制度目的に即した見直し	<p>○技能実習生をはじめとする外国人材について、コロナ禍の下においても、雇用調整助成金などを活用し、日本人従業員と同様、企業が雇用確保に全力を尽くすよう、政府として徹底を図っていくこと。</p> <p>○「事業上・経営上の都合」で実習先が団体監理型の「技能実習を行わせることが困難となった」技能実習生に関しては、実習先、監理団体の責任で円滑な転籍を図ることはもちろん、技能実習制度を創設した日本政府が、外国人技能実習機構を通じて、実習先確保の最終的な責任を果たすこと。</p> <p>○「本音と建前の乖離」が問題となっている外国人技能実習制度については、特定技能の導入に伴い、純粋に途上国・新興国への技能移転を図る、本来の趣旨に沿った制度となるよう、抜本的な見直しを行うこと。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権確保や賃金・労働諸条件の向上の促進という観点に立った、制度の総ざらいつ的な見直しを行うこと。 ・技能実習生1号・2号について、通常の労働者と同様の解雇要件が適用されるとすれば、同一職種を前提に、通常の労働者と同様の労働移動（実習先の変更）の自由を確保すること。 ・「技能実習に関する二国間取決め（協力覚書）」の締結できていない国からの受け入れは取り止めること。 <p>○産業・企業が特定技能制度を利用するに際しては、十分な賃金・労働諸条件が提供されているにもかかわらず、国内人材を確保できないことの立証を要件とすること。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定産業分野の指定に際しては、当該産業の若年者の賃金水準が少なくとも全産業平均以上であることを要件とすること。 ・企業が特定技能外国人を採用する場合、ハローワークにおいて、地域における全産業平均以上の募集賃金を提示してもなお、国内人材を確保できないことの立証を義務づける「労働市場テスト」を実施すること。 <p>○外国人技能実習制度および特定技能について見直しを行うに際し、超少子高齢社会とDXの下におけるわが国の長期的労働力供給と人材の多様性の観点を踏まえ、わが国における外国人材の受け入れのあり様、たとえば、受け入れ規模のあり方や国籍の取り扱い、生命の安全と国際人権規約の示す人権の保障、適正な賃金・労働諸条件、良好な職場環境・生活環境の確保などの観点について国民的議論を行い、基本政策を確立し、具体的な施策に反映させていくこと。</p> <p>○外国人技能実習制度および特定技能における「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上」との要件を実効的に確保するため、外国人技能実習生および特定技能外国人の賃金について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本人従業員の賃金台帳との比較。 ・ハローワークにおける募集賃金など地域の賃金水準との比較。 <p>を行い、「同等以上」かどうかのチェックを行っていくこと。</p> <p>○外国人技能実習生、特定技能外国人に加え、留学生に関しても、母国の送出国の規制に関し、日本政府の関与を強化すること。</p> <p>○外国人技能実習生の死亡などに関し、継続的に情報を公開するとともに、外国人材について、生命の安全と国際人権規約の示す人権の保障、適正な賃金・労働諸条件、良好な職場環境・生活環境の確保などの状況について、詳細な掌握に努め、たとえば「外国人労働者白書」を作成し、公表すること。</p>	<p>◇「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」（2022年11月設置）で検討中</p>

項 目	内 容	特記事項
6-04	<p data-bbox="201 219 419 315">中期（駐在者） 海外勤務者・家族の 生活の改善と安全・ 衛生確保</p> <p data-bbox="419 219 1241 293">中小企業も含め、金属産業に働く者の海外勤務、とりわけ新興国・発展途上国での勤務が拡大している現状を踏まえ、政府としても、海外勤務者とその家族の生活の改善と安全・衛生確保を図ること。</p> <p data-bbox="419 315 1241 389">○海外勤務者の子女教育に対しても、国内の児童・生徒と一人あたりで同等の公費を投入していくこと。当面、海外日本人学校における現地採用教員の人件費補助を強化していくこと。</p> <p data-bbox="419 412 916 441">○諸外国との社会保障協定の締結拡大を図ること。</p> <p data-bbox="419 463 1241 537">○海外在留邦人が海外の医療機関で治療を受け、日本の健康保険に海外療養費支給申請を行う場合、医療機関作成の明細書などが英語の場合は、翻訳を不要とすること。</p> <p data-bbox="419 560 1241 633">○海外在留邦人の安全確保のため、海外駐在武官（ミリタリー・アタッシュェ）が駐在していない大使館に対しても派遣し、現地政府からの治安情報入手に万全を期すること。</p>	—